

防災環境産業委員会資料

令和 4 年度 県民生活環境部の概要

令和 4 年 4 月 2 6 日

県 民 生 活 環 境 部

目 次

1	令和4年度の基本方針	1
2	令和4年度の主要施策体系	3
3	令和4年度の当初予算課別内訳	4
4	県民生活環境部の組織	
	(1) 組織	5
	(2) 職員	5
5	各課の概況	
	生活文化課	6
	女性活躍・県民協働課	12
	環境政策課	16
	環境対策課	22
	廃棄物規制課	30
	資源循環推進課	33
	スポーツ推進課	36
	○参考資料	
	(1) 各課計画の概要	40
	(2) 付属機関一覧	50
	(3) 関係団体一覧	51

1 令和4年度の基本方針

ゆとりある豊かな暮らしの実現を目標とし、県民や市町村、企業、NPOなどと連携・協力しながら各種施策を推進する。

(1) 生活関連施策

【消費生活の安全確保】

- ・市町村相談体制の充実・強化を図るとともに、専門家と連携した相談対応を実施するなど、相談体制の整備を推進する。
- ・消費者教育の充実を図るとともに、悪質事業者に対する監視・指導等を徹底する。

【安全なまちづくりの推進】

- ・関係機関等と連携して県民運動を展開し、交通規範意識の向上を図るとともに、交通事故死者の過半数を占める高齢者の交通事故防止対策等を推進する。
- ・性暴力等被害者に対する夜間休日緊急対応に係る体制を整備するなど、犯罪被害者等支援の充実を図る。

【男女共同参画の推進】

- ・「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進するとともに、女性が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを推進する。
- ・ダイバーシティ推進センターを拠点施設として、男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進に加え、多様性を認め合い、誰もが能力を発揮し活躍できる社会づくりを推進する。

【多文化共生・県民協働の推進】

- ・市町村や国際交流・協力団体等と連携し、国籍や言語にかかわらず誰もが安心して生活できる環境の整備を推進する。
- ・市町村と連携し、旅券事務の適正な執行に努める。
- ・県内各地の様々な団体等との連携を図りながら県民運動を推進し、NPOや企業行政等、多様な主体の協働による共助社会づくりを推進する。

(2) 文化・スポーツ関連施策

【文化振興施策の推進】

- ・コロナ禍においても、感染症対策を徹底し、県民が優れた文化に触れる機会を確保するほか、将来本県の文化の担い手となる子供たちの育成を図るとともに、県内各地域の伝統文化の継承等の取組を支援する。
- ・県内有数の集客施設であるアクアワールド茨城県大洗水族館において、施設の長寿命化と魅力向上に向けた改修工事を実施するほか、地元事業者との連携等によるさまざまな誘客促進策を展開し、新型コロナの影響により落ち込んだ観光需要の回復を図る。

【スポーツ振興施策の推進】

- ・県民誰もが、自分の体力や適性に合ったスポーツを楽しむことができるよう、地域における生涯スポーツ推進体制の確立を図る。
- ・つくば霞ヶ浦りんりんロードの取組をさらに深化させるとともに、県内各地の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズムに全県的に取り組み、地域の活性化を図る。

(3) 環境関連施策

【地球温暖化対策等の推進】

- ・環境に配慮した持続発展可能な社会の実現に向け、県民一人ひとりの環境保全への理解を深めるため、学校や地域における環境学習活動を推進する。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた温室効果ガス排出量削減の取組を進めるとともに、相互に連携・協働する県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進する。

【自然環境の保全・活用等】

- ・本県の豊かな自然を守るため、国立公園や県立自然公園における自然の保護と利用者のための施設整備を推進するとともに、自然環境保全地域等の適正な管理を進めていく。また、生物多様性について、県民への普及啓発及び調査を実施する。
- ・野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定、イノシシ等の個体数管理の取組を進めるとともに、生態系へ影響を及ぼす特定外来生物への対策を講じる。

【循環型社会づくりの推進】

- ・持続的な循環型社会の形成に向け、「茨城県第5次廃棄物処理計画」に基づき、県民等による3Rの取組を促進するとともに、廃棄物の適正処理対策や不法投棄対策を推進する。
- ・循環型社会形成に不可欠な産業廃棄物最終処分場の安定的な確保のため、エコフロンティアかさまの後継施設として、公共関与により新たな最終処分場の整備を進める。

【霞ヶ浦などの湖沼環境の保全】

- ・霞ヶ浦（西浦・北浦・常陸利根川）等の湖沼の水質浄化対策については、水質保全計画等に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進や適正な維持管理の推進、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、アオコ対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、各種対策を推進する。

【身近な地域環境の保全】

- ・県民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、事業活動に伴い排出される汚染等を規制し、環境の常時監視を行うことにより、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染などを防止する。

2 令和4年度の主要施策体系

		予算額：千円	担当課		
1 生活関連施策	(消費生活の安全確保)	地方消費者行政強化事業	50,922 (生活文化課)		
		消費生活センター運営費	57,046 (")		
		消費者行政推進費	7,149 (")		
		エシカル消費普及事業	2,300 (")		
	(安全なまちづくりの推進)	交通安全県民運動事業	6,327 (生活文化課)		
		交通安全教育事業	1,824 (")		
		高齢者の交通事故防止総合対策事業	3,467 (")		
		性暴力等被害者支援事業	6,320 (")		
	(男女共同参画の推進)	男女共同参画の総合的推進	734 [女性活躍・]		
		ダイバーシティ推進センター事業	22,484 [県民協働課]		
		新 ダイバーシティ推進・啓発事業	20,000 (")		
	(多文化共生・県民協働の推進)	国際化・多文化共生社会推進事業	4,113 [女性活躍・]		
		地域日本語教育の体制づくり推進事業	8,833 [県民協働課]		
		旅券事務費	86,220 (")		
		茨城助け合い運動推進事業	59,392 (")		
		県民活動推進事業	11,129 (")		
	2 文化・スポーツ 関連施策	(文化振興施策の推進)	茨城県芸術祭開催事業	21,000 (生活文化課)	
文化の担い手育成事業			2,000 (")		
いばらき文化芸術創造・発信事業			36,444 (")		
アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業			576,932 (")		
(スポーツ振興施策の推進)		県生涯スポーツ推進事業	1,440 (スポーツ推進課)		
		りんりんスクエア土浦施設運営費	9,620 (")		
		サイクルツーリズム推進事業	91,496 (")		
		つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業	5,000 (")		
		3 環境関連施策	(地球温暖化対策等の推進)	環境学習支援事業	10,107 (環境政策課)
				環境保全県民運動推進事業	5,014 (")
気候変動対策推進事業	15,371 (")				
いばらきエコスタイル広報啓発事業	3,284 (")				
CO ₂ 削減自発的实践促進事業	5,000 (")				
事業所向け省エネ対策推進事業	27,971 (")				
再生可能エネルギー普及推進事業	21,421 (")				
自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	38,550 (")				
電気自動車等充電設備整備事業	6,949 (")				
(自然環境の保全・活用等)	自然公園施設管理整備事業	187,938 (環境政策課)			
	筑波山快適空間創造事業	21,479 (")			
	生物多様性保全推進事業	16,001 (")			
	鳥獣保護対策事業	62,646 (")			

	予算額：千円	担当課
(循環型社会づくりの推進)		
循環型社会形成	8,029	(資源循環推進課)
一般廃棄物対策	14,323	(")
	6,073	(廃棄物規制課)
産業廃棄物対策	101,419	(")
不法投棄対策	156,120	(")
産業廃棄物処理施設確保対策	1,034,566	(資源循環推進課)
新 いばらきフードロス削減プロジェクト推進事業	10,910	(環境政策課)
(霞ヶ浦などの湖沼環境の保全)		
浄化槽普及推進事業	269,818	(環境対策課)
霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業	400,177	(")
霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	110,167	(")
霞ヶ浦・北浦等アオコ対策事業	3,500	(")
霞ヶ浦環境体験学習推進事業	22,257	(")
牛久沼水質保全対策事業	500	(")
涸沼水質保全対策事業	1,561	(")
水環境調査研究事業	23,338	(")
(身近な地域環境の保全)		
大気汚染監視観測対策事業	125,958	(環境対策課)
水質汚濁監視観測事業	72,889	(")
騒音・振動対策事業	78,339	(")
化学物質管理対策事業	22,340	(")
土壌汚染防止対策事業	934	(資源循環推進課)

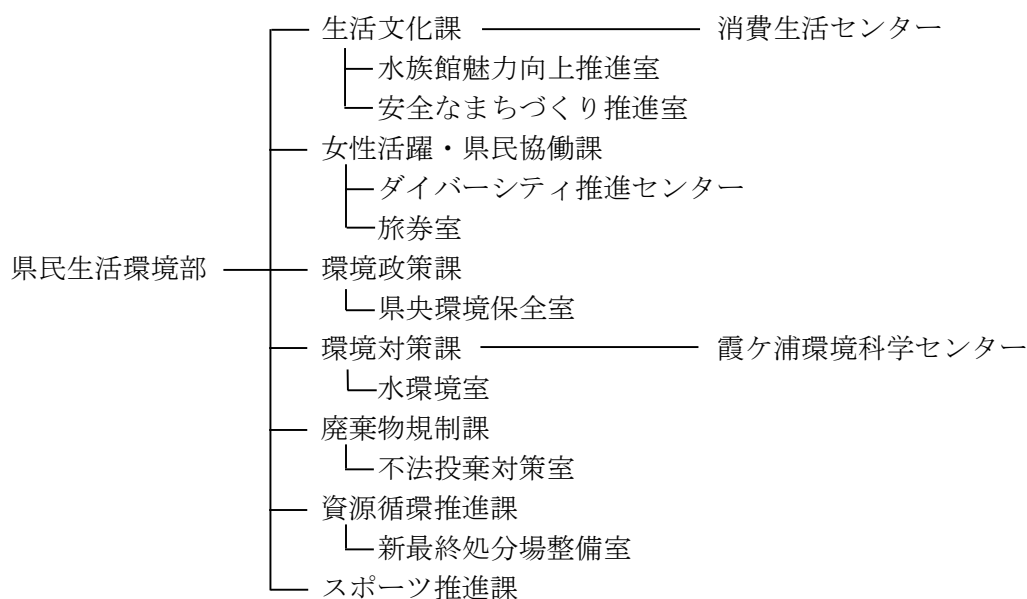
3 令和4年度の当初予算課別内訳

(単位：千円)

課名	予算額	本年度の財源内訳	
		特定財源	一般財源
生活文化課	1,457,316	778,822	678,494
女性活躍・県民協働課	370,812	102,107	268,705
環境政策課	728,606	273,282	455,324
環境対策課	1,643,298	724,552	918,746
廃棄物規制課	385,778	158,054	227,724
資源循環推進課	1,152,523	1,028,496	124,027
スポーツ推進課	244,004	50,373	193,631
県民生活環境部計	5,982,337	3,115,686	2,866,651

4 県民生活環境部の組織

(1) 組織



(2) 職員

令和4年4月1日現在

区分		職員			備考
		事務職	技術職	計	
本 庁	生活文化課	34	2	36	部長、次長、霞ヶ浦浄化対策監兼廃棄物規制対策監、併任警察官2名、市町村研修生1名を含む
	女性活躍・県民協働課	21	—	21	駐在職員2名を含む
	環境政策課	23	4	27	
	環境対策課	11	13	24	
	廃棄物規制課	20	4	24	併任警察官5名を含む
	資源循環推進課	11	3	14	
	スポーツ推進課	11	—	11	
	計	131	26	157	
出 先 機 関	消費生活センター	4	—	4	
	霞ヶ浦環境科学センター	9	12	21	
	計	13	12	25	
合計		144	38	182	

※団体等への派遣職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く。

生活文化課

【執行方針】

近年の県民を取り巻く生活環境は、犯罪や交通死亡事故、また、消費者問題が依然として多発している現状にある中、県民誰もが「生まれて、住んでよかった」と思えるような、活力ある明るく住みやすい県にしていくために、生活者の視点に立ったきめ細やかな施策を展開していくことが課題となっている。

1 消費生活の安全確保

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、高度情報化の進展等に伴い多様化・複雑化する消費生活相談への対応として、市町村の相談体制の強化や相談員への支援の充実を図るとともに、弁護士や建築士等の専門家と連携した相談対応を行う。

また、相談対応に併せて、消費者被害の未然防止に向けた消費者教育・啓発や事業者指導を実施することにより、県民の消費生活の安全を確保する。

2 安全なまちづくりの推進

交通事故のない社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、年間を通して交通安全県民運動を展開する。また、各年齢層や各季の運動の重点に応じた各種啓発事業や参加・体験・実践型の交通安全教育事業、交通事故被害者等への支援など総合的な交通安全施策を推進する。

また、（公社）いばらき被害者支援センター、県産婦人科医会、県医師会及び県警とのネットワークで支援を行っている性暴力等被害者支援について夜間休日緊急対応に係る体制を整備するなど、犯罪被害者等に対する支援の充実を図る。

3 文化振興施策の推進

県総合計画を補完するものとして策定したアクションプランに基づき、コロナ禍においても、感染防止対策を徹底しながら、茨城県芸術祭の開催や将来の文化の担い手の育成を図る。

また、茨城県立県民文化センター（通称名：「ザ・ヒロサワ・シティ会館」）の利用促進やアクアワールド茨城県大洗水族館への誘客促進を図るなど、県民一人ひとりが文化に親しむ機会や参加・創造する機会を提供する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 消費生活の安全確保	市町村相談体制整備の支援や、専門家と連携した相談支援、消費者被害防止に向けた啓発等を実施する。	117,417
(1) 地方消費者行政強化事業	<p>県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るための支援を行う。</p> <p>ア 市町村に対する助成 国の交付金を活用し、市町村相談体制の充実・強化のための取組に対して助成する。 ・対象経費：相談員の人件費、啓発用パンフレット作成、研修参加費など</p> <p>イ 消費者教育講師の派遣 消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図るため、学校や高齢者団体等に消費者教育講師を派遣する（年100回程度）。</p> <p>ウ 消費生活相談員養成講座の開催 相談員の育成・確保に向けた養成講座を開催する（計10日間程度・定員50名）</p> <p>エ 教員向け消費者教育講座の開催 成年年齢引下げにより懸念される若者の被害防止のため、高校等の教員を主な対象とする講座を年1回開催する。</p> <p>オ 地域における消費者被害防止活動の促進 民生委員や介護職員等、見守る方向けの研修を5回程度開催し、地域における見守り活動を促進する。</p>	50,922
(2) 消費生活センター運営費	<p>ア 消費生活相談や市町村支援の実施 県消費生活センターに消費生活相談員（12名）を配置し、県民からの相談に対応するとともに、市町村相談員への助言や研修等を通じて市町村相談体制の支援を行う。</p> <p>イ 専門的な相談への対応 (ア) 弁護士・一級建築士などによる専門相談の実施 相談員及び相談者が各分野の専門家から助言を受けられる体制を整備する。 ・法律相談：月2回 ・建築相談：月1回 ・デジタル・通信相談：月1回 (イ) 弁護士による随時法律相談の実施 相談員が弁護士に随時相談し、法的助言を受けられる体制を整備する。</p> <p>ウ 啓発活動 消費者被害の未然防止を図るため、若者や高齢者等を対象とした啓発や消費生活センターの周知等を行う。また、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、製品事故や消費者被害情報等を発信する。</p>	57,046

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 消費者行政推進費	<p>ア 事業者指導の実施 事業者指導専門員（2名）を配置し、特定商取引法や景品表示法等に基づき、法令等に違反する行為を行う事業者に対し、行政指導や行政処分を行う。</p> <p>イ 消費生活審議会の運営（3回） 県の消費者行政に関する事項について審議する。</p> <p>ウ 生協検査の実施（3生協） 県内に主たる事務所を置く生活協同組合への立入検査を実施する。</p>	7,149
(4) エシカル消費普及事業	<p>人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の理解を深めるため、ホームページの運営やクイズキャンペーン（9回）、啓発イベント（2回）等を実施する。</p>	2,300
2 安全なまちづくりの推進		20,170
(1) 交通安全県民運動事業	<p>県全体における交通安全対策の推進を図るため、次の事業を実施する。</p> <p>ア 交通安全計画の進行管理 交通安全対策会議を主催し、交通安全実施計画を策定、施策を実行するとともに、PDCAサイクルの徹底を図る。 (ア) 令和4年5月：令和4年度計画（案）審議・承認 (イ) 令和4年10月：令和4年度上半期の実績報告 (ウ) 令和5年3月：令和4年度の実績（見込）報告 ・令和5年度計画（案）意見交換</p> <p>イ 交通安全県民運動の展開 (ア) 関係機関と協力し、各季の交通安全運動期間等において、啓発物の配布や会報などによる周知を実施 例：市町村における街頭キャンペーン 茨城県安全運転管理協会における機関紙への掲載 等 (イ) ツイッターや広報紙等による交通安全情報の発信 ・ツイッター：年間200回投稿 ・県広報紙「ひばり」：各季の運動について掲載</p>	6,327
(2) 交通安全教育事業	<p>若年層に向けた交通規範意識の向上を図るため、次の事業を実施する。</p> <p>ア 高校生交通安全啓発動画コンテストの実施 高校生を対象に、交通安全をテーマにした動画コンテストを開催し、優秀作品による啓発を実施 (ア) テーマ ・横断歩道の歩行者優先 ・反射材の利用促進 ・飲酒運転の根絶 (イ) 応募数：各テーマ20作品</p> <p>イ 自転車の安全利用と自転車損害賠償責任保険の加入促進 (ア) 小学校等における自転車シミュレーターを活用した交通安全教育の開催：月1回以上</p>	1,824

事業名	事業の概要	予算額(千円)								
(3) 高齢者の交通事故防止総合対策事業	(イ) 教育庁と連携した自転車通学者の保険加入促進 ・加入率調査 ・学校へのヒアリング ウ 交通安全指導資料の作成 小学校入学を迎える家庭向け交通安全指導リーフレットの作成・配布 配付部数：28,000部 エ 茨城県交通安全教育講師（7名委嘱）の派遣 学校、事業所等が主催する交通安全教室等へ講師を派遣 派遣回数：年間60回 高齢者の交通事故防止を図るため、次の事業を実施する。 ア 反射材の着用促進 民生委員・児童委員協議会と連携し、民生委員を通じた戸別訪問による、外出時の反射材着用を促進 連携方法：全44市町村の民生委員定例会等で説明 イ 高齢運転者対策 (ア) 交通安全教室の開催 県警及び交通安全協会等と連携し、運転サポート装置の体験ができる交通安全教室を開催 開催回数：年間20回 (イ) 安全運転のための動画配信 県警等と連携し、自動車運転時の注意点等をまとめた動画を作成・配信 視聴回数：6,000回 ウ 運転免許を自主返納した高齢者に対する支援 運転免許返納検討のきっかけづくりとして、運転免許を自主的に返納した高齢者を対象に、協賛事業者から特典サービスを提供する (ア) 事業者に対する協賛、登録の働きかけ 新規追加店舗数：100店舗 (イ) 協賛事業者一覧を掲載したガイドブックの作成・配布	3,467								
(参考) 【交通事故発生件数等の推移】										
年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
人身交通事故発生件数	14,732	13,279	12,534	11,613	10,455	9,679	8,682	7,447	6,049	5,929
死者数	142	163	132	140	150	143	122	107	84	80
全国順位(ワースト)	11位	10位	11位	11位	8位	9位	10位	9位	11位	11位
うち高齢者	68	103	60	69	73	80	65	65	52	46
構成率	47.9%	63.2%	45.5%	49.3%	48.7%	55.9%	53.3%	61.9%	61.9%	57.5%
全国順位(ワースト)	11位	3位	13位	10位	9位	4位	10位	10位	10位	10位
※1 死者数順位は多い順										
※2 高齢者死者数構成率は、全死者に占める割合										

事業名	事業の概要	予算額(千円)						
(4) 性暴力等被害者支援事業	<p>性暴力等被害者支援の充実を図るため、次の事業を実施する。</p> <p>ア 相談支援体制の充実 国の夜間休日コールセンターで受理した性暴力等相談のうち、緊急を要する事案に対応するための体制を整備する。(R3年度末までは暫定措置として県警が対応) R4年4月～いばらき被害者支援センターが対応</p> <p>イ 若年層への広報啓発 インターネットを介した性犯罪の増加を受け、スマートフォン所持率が高くなる中学1年生向けの啓発を強化 啓発物品の配布：29,000個</p>	6,320						
3 文化振興施策の推進		945,688						
(1) 茨城県芸術祭開催事業	<p>県民の優れた文化芸術活動の成果を広く発表・展示し、あわせて県民に鑑賞の機会を提供するため、茨城県芸術祭を県内各地で開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>開催種目</td> <td>美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学（7部門26種目）</td> </tr> <tr> <td>期 日</td> <td>令和4年10月1日～令和5年1月7日</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>県立県民文化センターほか</td> </tr> </table>	開催種目	美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学（7部門26種目）	期 日	令和4年10月1日～令和5年1月7日	場 所	県立県民文化センターほか	21,000
開催種目	美術、音楽、舞踊、芸能、古典芸能、演劇・映画、文学（7部門26種目）							
期 日	令和4年10月1日～令和5年1月7日							
場 所	県立県民文化センターほか							
(2) 文化の担い手育成事業	<p>本県出身等の新人演奏家の発表の機会を提供するとともに、演奏技術の向上を図るため、新人演奏会を開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>開催種目</td> <td>ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、作曲、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）・能</td> </tr> <tr> <td>期 日</td> <td>令和4年9月18日</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>県立県民文化センター</td> </tr> </table>	開催種目	ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、作曲、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）・能	期 日	令和4年9月18日	場 所	県立県民文化センター	2,000
開催種目	ピアノ、声楽、管楽器、弦楽器、作曲、箏・尺八・三味線音楽（長唄、常磐津、清元等）・能							
期 日	令和4年9月18日							
場 所	県立県民文化センター							
(3) いばらき文化芸術創造・発信事業	<p>児童・生徒が本格的な文化芸術に触れる機会の提供や、質の高い芸術公演などを開催することにより、文化の担い手の育成や、県民の文化芸術活動を促進する。</p> <p>ア 移動展覧会の開催 (ア) 委託先 茨城県美術展覧会 (イ) 開催回数 3回 場所 陶芸美術館外2か所</p> <p>イ 文化芸術体験出前講座 (ア) 委託先 (公財) いばらき文化振興財団 (イ) 講座数 100回程度</p> <p>ウ 水戸室内管弦楽団メンバーによる器楽セミナーの開催 (ア) 委託先 (公財) 水戸市芸術振興財団 (イ) 開催回数 2回</p>	36,444						

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(4) 県民文化センターの施設管理	<p>県民文化センターの利活用の促進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 (公財) いばらき文化振興財団 ・ 指定管理期間 令和3年度～令和5年度 	193,426
(5) 県民文化センター施設整備事業	<p>県民文化センターの施設の改修等を行う。</p>	115,886
(6) アクアワールド茨城県大洗水族館施設整備事業	<p>アクアワールド茨城県大洗水族館の機能維持・向上のため、改修等を行うことで魅力向上を図り、入館者数の増加を図る。</p>	576,932

女性活躍・県民協働課

【執行方針】

少子・高齢化の進行や社会情勢の急激な変化、県民の価値観やニーズの多様化が進む中、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現や、新たな在留資格の創設等により、今後も増加が見込まれる外国人住民と県民が安心して暮らせる多文化共生社会づくりの推進に取り組む。

さらに、行政だけでは十分に対応出来ない課題が増大する一方で、県民の自助・共助などへの意識の希薄化が懸念されていることから、多様な主体が連携・協働できる環境づくりを進めるとともに、様々な地域課題の解決に向けた取組を推進する。

1 男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の総合的推進

男女共同参画社会の実現に向け、茨城県男女共同参画基本計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、意識啓発を実施するとともに、地域で活躍できる女性リーダーの人材育成等、施策の総合的な推進を図る。

(2) ダイバーシティ推進センター事業

ダイバーシティ推進センターを拠点として、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮し、起業や再就職、団体・地域活動など、あらゆる分野にチャレンジできるよう、人材の育成や活動の支援を行うなど、男女共同参画の推進に加え、多様性を認め合い、誰もが能力を発揮し活躍できる社会づくりの推進を図る。

(3) ダイバーシティ推進・啓発事業

多様性を認め合うダイバーシティ社会実現に向けて、県内企業や団体等におけるダイバーシティの取組を促進するとともに、次世代を担う若年層を中心に県民の意識啓発を図る。

2 多文化共生・県民協働の推進

(1) 多文化共生社会づくりの推進

外国人住民が、安心して生活できるよう、市町村や国際交流・協力団体、ボランティア等と連携しながら、多言語による相談体制や医療、教育、災害対応等に関する情報提供の充実を図る。さらに、災害時の外国人対応体制の強化を図る。

(2) 旅券事務

旅券法に基づき一般旅券の作成・審査を行う。

また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。

(3) 県民協働による共助社会づくりの推進

行政だけでは十分に対応できない喫緊の地域課題等に対応し、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のためには、地域における自助・共助による助け合いや、NPO、企業、行政等多様な主体の連携・協働による地域づくりが不可欠である。

このため、共助意識の醸成を図るための県民運動の推進やフォーラムの開催、地域課題解決のために活動するNPO等への助成事業や県のコーディネートのもと企業がNPO等を支援する仕組みの構築、NPO等に関する相談や情報提供などの支援拠点の運営により、各種施策を総合的に進め、県民協働による共助社会づくりの推進を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 男女共同参画の推進		43,218
(1) 男女共同参画の総合的推進	<p>茨城県男女共同参画基本計画に基づき、施策の総合的な推進を図るとともに、茨城県男女共同参画審議会において事業の進行管理を行う。</p> <p>また、県民、事業者、市町村などと県が連携して推進を図る。</p> <p>ア 政策・方針決定過程への女性の参画促進 男女共同参画についての総合的な連絡調整を行うとともに、付属機関等への女性の参画を促進する。</p> <p>イ 男女共同参画審議会の運営 茨城県男女共同参画推進条例や基本計画に基づく各種施策の取組を一層推進するとともに、事業の進行管理を行う。</p> <p>ウ 男女共同参画苦情・意見処理委員会 県民及び県内事業者からの苦情等の意見を適切かつ迅速に処理するため、第三者を委員とする委員会を設置し運営する。</p> <p>エ 男女共同参画年次報告書作成 県内の男女共同参画の状況や県が講じた施策等について、年次報告書を作成し公表する。</p> <p>オ 出前講座の開催 男女共同参画の理解を深めるため、県民の希望する時間、場所に職員を派遣して講座を開催する。</p>	734
(2) ダイバーシティ推進センター事業	<p>令和2年4月に、教育庁が所管する「女性プラザ」を、女性活躍・県民協働課「男女共同参画センター」に統合。</p> <p>同年11月から「ダイバーシティ推進センター（愛称『ぼらりす』）」に改称するとともに、男女共同参画に係る業務に加え、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる人材の育成に取り組む。</p> <p>ア 場所：県三の丸庁舎3階</p> <p>イ 施設規模：約228.6㎡（情報コーナー、相談室、事務室等）</p> <p>ウ 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画等に関する研修 ・学習プログラムを活用した出前講座 ・相談事業 ・情報提供、広報啓発 ・男女共同参画推進員の育成・活用 	22,484
(3) ダイバーシティ推進・啓発事業	<p>ダイバーシティ社会実現に向けて、企業・団体等における取組を促進するとともに、若年層を中心に県民の意識啓発を図る。</p> <p>ア 県内企業等における推進状況の見える化 多様な人材の働きやすさが分かる本県独自の指標「ダイバーシティスコア」を作成するとともに、モデル企業等を紹介する。</p> <p>イ ダイバーシティ普及啓発コンテンツの制作 ダイバーシティに興味・関心を持ってもらえるようなゲームアプリを制作し、普及啓発イベントを実施する。</p>	20,000

事業名	事業の概要	予算額(千円)
2 多文化共生・ 県民協働の推進		169,687
(1) 国際化・多文化共生社会推進事業	<p>多文化共生の地域づくりを推進するため、外国人支援や日本人と在住外国人の相互理解を促進する。</p> <p>ア 外国人子ども支援 外国人学校の児童・生徒向けに、学外交流や職場体験の機会を提供することにより、地域社会への理解促進と日本語学習への興味・意欲の向上を図る。</p> <p>イ 災害時外国人支援研修 災害時の外国人支援に必要な知識を身につけるとともに、災害時の多言語情報の発信や具体的な支援方法に関する研修を実施する。</p> <p>ウ 外国人受け入れ体制整備事業 外国人対応における基本的知識の習得や事例発表、情報交換を通じ、担当者のスキルアップを図るとともに、関係機関の連携強化を図る。</p>	4,113
(2) 地域日本語教育の体制づくり推進事業	<p>県内の在住外国人が、どこにいても一定レベルの日本語学習の機会が得られる環境と関係機関の連携体制を構築する。</p> <p>ア 総合調整会議の開催 施策の方向性や関係機関の連携体制等の検討を行う場として、有識者や日本語教育関係機関の代表による会議を開催する。</p> <p>イ 地域日本語教育の体制づくり ・総括コーディネーターの配置 ・地域日本語教育推進員の配置 ・地域日本語教育関係者の連絡会議(県内4ブロック) ・日本語学習支援者の養成講座(県内2地域) ・地域日本語教育コーディネーターとの連携</p>	8,833
(3) 旅券事務費	<p>旅券法に基づき一般旅券の作成・審査を行う。 また、旅券の申請受理・交付を行う市町村への指導助言に努めるとともに、特例交付金を交付する。</p>	86,220
(4) 茨城助け合い運動推進事業	<p>ア 提案型共助社会づくり支援事業 多様な主体が助け合いにより支え合う共助社会を実現することを目指し、提案型の助成事業を実施する。 ・対象事業：急激な人口減少や超高齢社会から派生する喫緊の地域課題の解決を目的とした社会貢献事業 ・対象者：NPO、企業等 ・補助単価：500万円以内 ・負担割合：1市町村区域 県1/3、市町村1/3、事業者1/3 広域・全県区域 県2/3、事業者1/3 ・補助期間：最大5年</p> <p>イ 企業連携型NPO活動支援事業 民間企業と団体が連携して行う地域課題解決に向けた取組を促進することを目指し、企業連携型の助成事業を実施する。</p>	59,392

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(5) 県民活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業：寄付協力企業が考える地域貢献活動の分野に係る事業 ・対象者：NPO等 ・助成額：20～100万円（負担割合：県1/2、企業1/2） ・補助期間：1年 ※継続申請可能 <p>ウ 新たな県民運動奨励事業 県民が安心して県民運動に取り組めるよう「茨城県県民運動保険制度」により、ボランティア保険等に加入できない任意の活動を支援する。</p> <p>エ チャレンジいばらき県民運動補助 県民運動の推進組織である「チャレンジいばらき県民運動」に対する支援を行い、各種県民運動の推進を図る。</p> <p>特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPO法人の設立認証及び認定等に係る事務を行う。</p> <p>ア 認証数 872 法人（令和4年2月末現在）</p> <p>イ 認定数 18 法人（令和4年3月末現在）</p> <p>ウ 事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の設立認証及び事前相談 ・NPO法人の認定又は特例認定 ・県民活動団体に対する広報 ・庁内調整及び市町村広報 	11,129

環境政策課

【執行方針】

温暖化の進展等の地球規模の環境問題や、今日の都市・生活型環境問題に適切に対応していくためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していく必要がある。

また、本県が持つ豊かな自然環境の恵みを県民が享受し、より豊かなものとして次の世代に引き継いでいけるよう、野生動植物を保護管理するとともに、生息・生育の場である良好な自然環境を保全し、生物多様性を確保していく必要がある。

このため、次の方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

1 地球温暖化対策等の推進

(1) 環境学習・県民運動の推進等

環境保全活動リーダーの養成や環境アドバイザーの派遣などにより、県民や団体等の環境学習活動を促進するとともに、環境保全茨城県民会議などの関係団体と連携し、環境に関する啓発や省資源・省エネルギーの取組などを県民運動として展開する。

(2) 総合的な地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発や再生可能エネルギーの導入促進等の排出抑制策や、気候変動への影響に対応する適応策について、県民、事業者、行政などのあらゆる主体が、それぞれの役割に応じた取組を進め、相互に連携・協働する県民総ぐるみの地球温暖化対策を推進する。

2 自然環境の保全・活用等

(1) 自然環境の保全・活用

優れた風景地である国定公園や県立自然公園における自然を保護するとともに、公園利用者のための施設整備等の推進や、優れた自然環境を有する地域として指定した自然環境保全地域等の適正な管理を行う。

また、「生物多様性センター」を拠点として、生物多様性に関する県民への普及啓発、保全活動への助言、各種調査等を行うとともに、筑波山のブナ林保全等を推進する。

(2) 野生鳥獣の保護管理の推進

鳥獣保護区等の指定などにより、野生鳥獣の生息環境の保護に努める。

また、イノシシ等の野生鳥獣による農作物等への被害やアライグマ等の特定外来生物による生態系への影響を軽減するため、個体数管理や被害防止等の対策を総合的に講じるとともに、捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る。

3 循環型社会づくりの推進

(1) 「いばらきフードロス削減プロジェクト」の推進

「いばらきフードロス削減プロジェクト」により、民間事業者と連携し、食品関連事業者等を対象に、消費期限間近な食品等の活用を促進するほか、フードバンクへの食品提供やリサイクル飼料化の研究を進める。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
<p>1 地球温暖化対策等の推進</p> <p>(1) 環境学習推進事業</p> <p>(2) 環境保全県民運動推進事業</p> <p>(3) 気候変動対策推進事業</p>	<p>ア エコ・カレッジの開催 地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発や指導を積極的に行うリーダーを養成する。 ・環境保全リーダーの養成講座 定員：150名程度 開催時期：令和4年8月～10月 内容：事前申込によりオンデマンド配信、レポート提出等</p> <p>イ 環境アドバイザーの派遣 地域での環境学習活動の促進のため、学校、公民館、自治会等が実施する環境学習会等に環境アドバイザーを派遣する。 ・環境アドバイザー：75個人・団体 ・年間派遣回数：200回程度</p> <p>ウ 小学生向け環境実践プログラムの普及 小学生向け環境実践プログラムを県内全小学校の高学年を対象として実施する。 また、実施に当たっては環境アドバイザーを派遣し、より効果的な指導を行う。</p> <p>エ 中学生向け環境プログラムの普及 茨城の自然環境や身近な環境問題についての理解を深め、問題解決に積極的に取り組む意識を育むためのプログラムを、中学1～2年生を対象として実施する。</p> <p>ア 環境保全県民運動の推進 県民や事業者の実践活動を促進するため、環境保全活動団体等と連携して県民運動を展開する「環境保全茨城県民会議」の活動を支援する。 ・設立：昭和47年3月31日 ・構成員：市町村民会議、県域団体等91団体・10個人 ・事業内容：食品ロス抑制に係る啓発事業やいばらき自然環境フォトコンテスト等の実施</p> <p>ア 県地球温暖化対策実行計画の進行管理、改定 茨城県地球温暖化対策実行計画の実効性を高めるため、施策の進捗状況や指標による評価等を行うとともに、茨城県地球温暖化対策推進委員会による評価を行い、施策の見直しや新たな施策等の検討を行う。また、国の動向等を踏まえ、計画改定を行う。</p> <p>イ 温室効果ガス排出量実態把握等 県における温室効果ガスの年間排出量を推計し、実態を把握するため調査を実施する。</p>	<p>149,798</p> <p>10,107</p> <p>5,014</p> <p>15,371</p>

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(4) いばらきエコスタイル広報啓発事業	<p>ウ 適応策の推進 茨城大学に設置した地域気候変動適応センターを中心に、関係機関連携のもと、本県で影響が懸念される5分野（農林水産業、自然災害・沿岸域等）における適応策を推進する。</p> <p>ア いばらきエコスタイルの展開 年間を通じた職場や家庭における省エネや節電などの取組を、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く展開し、事業者、団体、県民等における環境配慮型のライフスタイルの定着を図る。 ・各種情報媒体による情報発信 ・環境保全茨城県民会議や地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動</p> <p>イ 家庭の省エネルギー対策の推進 ・いばらき「エコチャレンジ」の推進 各家庭が行った省エネの取組成果を見える化 ・家庭の省エネ診断 各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイス ・「家電買換えキャンペーン」の実施 県民に対しCO2削減効果の高い省エネ家電への買換えを促進</p>	3,284
(5) CO ₂ 削減自発的実践促進事業	<p>ア 「いばらきエコスタイル」の自発的な実践の促進 県民が自発的に省エネ行動を選択するよう促す「行動科学に基づく手法」を活用した普及啓発を実施する。</p>	5,000
(6) 事業所向け省エネ対策推進事業	<p>ア 中小規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 中小規模事業所を対象に専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入、再エネの利活用について、技術的な助言を行う。</p> <p>イ 中小規模事業所における省エネ設備導入等支援 県の省エネルギー診断を受けた中小規模事業所を対象に省エネ設備導入等に必要となる費用を補助する。 ・補助額上限：1,000千円未満/件 ・補助率：1/3以内</p> <p>ウ 大規模事業所に対する省エネルギー対策の技術的支援 エネルギー管理の専門家が、県地球環境保全行動条例に基づき、エネルギー使用状況等を指導・助言する。</p> <p>エ 茨城エコ事業所登録制度の普及 環境に配慮した取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムの登録事業所の拡大を図る。</p>	27,971

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(7) 再生可能エネルギー普及推進事業	<p>ア 地域における再生可能エネルギーの普及推進 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市町村等を対象に、再生可能エネルギーに関する研修会を開催し、地域の取組を支援する。</p> <p>イ 再生可能エネルギー導入可能性の調査 地域脱炭素化を推進するため、モデル地域において再生可能エネルギーを利活用する実現可能性調査や、地域に存在する再エネ施設を有効活用する調査を実施する。</p> <p>ウ 太陽光発電ガイドラインの運用 再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を行うことで、施設の適正導入を推進する。</p>	21,421
(8) 自立・分散型エネルギー設備導入補助事業	<p>家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、家庭用蓄電池の導入支援を行う市町村に対し定額での補助を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額上限5万円/基(定額) ・県→市町村→購入者 	38,550
(9) 電気自動車等充電設備整備事業	<p>電気自動車やプラグインハイブリッド車など、CO2排出量の少ない次世代自動車の普及を進めるとともに、県民の利便性の向上を図るため、利用者の多い県有施設に設置した急速充電設備の維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者への国補助金活用及び設置の働きかけ ・市町村への設置の働きかけ 	6,949
(10) 新たな環境基本計画の策定	<p>現行計画(平成25年度～令和4年度)が今年度末で終了することから、近年の環境問題や社会情勢等を踏まえた新たな計画を策定する。</p>	16,131
2 自然環境の保全・活用等		357,646
(1) 自然公園施設管理整備事業	<p>筑波山の登山道における木道やロープ柵等を整備するとともに、登山者が休憩・避難できる四阿を整備する。また、県立自然公園において案内看板等を整備する。</p>	187,938
(2) 筑波山快適空間創造事業	<p>筑波山の保護と適正な利用推進のため、筑波山サポートを設置し、その管理や研修会等を開催する。</p> <p>また、水郷筑波国定公園の利用を促進するため、市町村が行う施設整備事業に対して環境省の交付金の間接補助を行う。</p>	21,479

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 生物多様性保全推進事業	<p>ア 生物多様性地域戦略の推進 セミナー開催やデータベースの提供、保全活動への助言等を通じ、生物多様性戦略の普及啓発を図るとともに、希少野生生物の保護のための調査の実施や、特定外来生物の防除策等の検討・助言を行う。</p> <p>イ 筑波山のブナの保護 「筑波山ブナ林保全指針」に基づき、植生保護のためのロープ柵の設置や、ブナの更新を促すためアズマネザサの刈り払い等を実施する。 また、「筑波山ブナ林保全指針」の改定に向け、筑波山ブナ林保護対策委員会を開催するとともに、ブナの開花結実調査、ブナ・イヌブナの分布調査を実施する。</p> <p>ウ 茨城県版ブルーデータブックの策定 専門家からなる検討委員会を設置して、ブルーデータブックを策定する。</p> <p>エ 希少野生生物の保護指導 各種開発事業等に対して、「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき適切な保護対策を指導する。</p>	16,001
(4) 鳥獣保護対策事業	<p>ア 鳥獣保護区等の管理 鳥獣保護区等の指定等を進めるとともに、鳥獣保護管理員(95名)による巡回・指導等を行う。</p> <p>イ 傷病鳥獣の救護 傷病野生鳥獣の保護を図るため、傷病鳥獣の治療を(公社)茨城県獣医師会に委託して実施する。</p> <p>ウ 有害鳥獣捕獲対策 鳥獣による生活環境や農作物等への被害を防止するため、(一社)茨城県猟友会が行う有害鳥獣の捕獲事業に対して助成する。</p> <p>エ 死亡野鳥等の調査 野鳥のウイルス保有状況調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努める。</p> <p>オ ラムサール条約登録湿地「潤沼」の賢明な利用 「潤沼」の豊かな自然環境を周知するとともに、動植物の保全に配慮しながら、地域が一体となって賢明な利用を図っていく。</p>	62,646
(5) 特定外来生物対策	<p>「茨城県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村等関係団体と連携し、アライグマの根絶を目指す。 また、防除従事者の育成など、実施体制の構築及び防除に関する市町村等への支援を行う。</p>	9,738
(6) 安全・適正な狩猟の推進	<p>狩猟免許試験をはじめとした狩猟免許、狩猟者登録の事務を実施するとともに、狩猟者の指導や取締りなどにより、安全で適正な狩猟を推進する。</p>	12,402

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(7) 鳥獣センターの管理運営	<p>ア 管理運営 「鳥獣センター」の管理運営を指定管理者（（公社）茨城県農林振興公社）に委託し、傷病鳥獣の救護・飼養などを行うとともに、野生鳥獣に対する愛護思想の啓発を行う。</p> <p>イ 整備 老朽化した飼育舎等の修繕を行う。</p>	13,449
(8) 狩猟者研修センターの整備	老朽化した射撃場施設の改修等を行う。	24,688
(9) 狩猟の担い手の育成	狩猟者の確保・育成のため、狩猟の魅力を体感できるセミナーや初心者向けの技術向上の研修等を開催する。	9,305
3 循環型社会づくりの推進		10,910
(1) 「いばらきフードロス削減プロジェクト」の推進	<p>ア フードロス需給調査とマッチング支援等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需給調査 食品製造業者や飲食店等のフードロスの状況と加工事業者や福祉施設等の消費意向を調査する。 ・ マッチング支援コーディネーター窓口の設置 事業者からのフードロスの相談等に対応する窓口を設け、賞味期限間近の食品等を抱える事業者と消費意向がある事業者との商談等に向けたマッチングを支援する。 ・ 食品関係事業者、生産農家等向けセミナー等意識啓発セミナーや商談会・直売会等を実施する。 <p>イ リサイクル飼料のビジネスモデル構築に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル飼料化に向け、学識経験者や飼料事業者、畜産農家などで構成する研究会を開催し、食品残渣の成分検査や畜産農家での実証実験を実施する。 	10,910

環境対策課

【執行方針】

県内の大気環境や水環境等は改善が進みつつあり、概ね環境基準は達成されているものの、大気中の光化学オキシダントや湖沼中のCOD等については、環境基準が未達成となっている。また、事業者から排出される化学物質の削減対策や騒音対策など、取り組まねばならない多くの課題がある。

このため、大気汚染や水質汚濁の状況などについて引き続き把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」等の適切かつ円滑な運用を図り、県民の健康の保護と生活環境の保全に努める。

1 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全

(1) 湖沼の水質保全対策の推進

霞ヶ浦については、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」に基づき、流域全ての生活者・事業者の適切な排水処理の実施を推進するとともに、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画に基づき、森林湖沼環境税を活用しながら、高度処理型浄化槽の設置促進、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策、湖上体験学習等による県民意識の醸成など、水質浄化に向けた総合的な対策を実施する。

湖沼や牛久沼についても、引き続き総合的な対策を推進するとともに、流域の住民団体等による水質浄化活動等への支援を行う。

(2) 霞ヶ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進

霞ヶ浦環境科学センターを拠点として、市民、研究者、企業、行政の四者のパートナーシップのもと、霞ヶ浦を始めとする湖沼・河川の水環境や大気環境等の保全に関する調査研究、環境学習、市民活動との連携、情報の提供や交流を促進する。

2 身近な地域環境の保全

(1) 大気保全対策の推進

大気汚染については、その状況を常時監視し、環境基準の達成状況などを把握するとともに、リアルタイムで情報を提供する。また、光化学スモッグやPM2.5の高濃度が予測された場合は、注意報等の緊急発令を行うとともに、ベンゼンをはじめとする有害大気汚染物質などの実態把握に努める。

(2) 水質保全対策の推進

河川・湖沼などの公共用水域及び地下水の汚濁については、その状況を常時監視するとともに、工場・事業場に排水の適正処理等の指導を行うなど、公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(3) 公害防止対策の推進

中小企業者が行う環境保全施設の設置等を促進するため、資金の斡旋や利子補給を行う。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善やフロン類の適正な回収等を促進するとともに、ダイオキシン類などの実態把握や削減に努め、有害な化学物質による環境リスクの低減を図る。

成田国際空港や百里飛行場の航空機騒音、東北新幹線の騒音・振動測定などを行い、騒音・振動対策を推進する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)																																																						
<p>1 霞ヶ浦などの湖沼環境保全 (1) 湖沼の水質保全対策の推進 ①霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の推進</p> <p>②浄化槽普及促進事業</p> <p>③霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業</p>	<p>令和3年度に策定した第8期計画を踏まえて、霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施していく。</p> <p>・水質の状況：COD(年間平均値、単位：mg/L)</p> <table border="1" data-bbox="539 607 1208 801"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R7 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 浦</td> <td>7.8</td> <td>6.8</td> <td>6.9</td> <td>6.7</td> <td>6.4</td> <td>6.7</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>北 浦</td> <td>8.9</td> <td>7.8</td> <td>8.4</td> <td>8.4</td> <td>7.8</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川</td> <td>8.3</td> <td>7.2</td> <td>7.5</td> <td>7.6</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>全水域平均</td> <td>8.2</td> <td>7.2</td> <td>7.4</td> <td>7.3</td> <td>6.9</td> <td>7.3</td> <td>6.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 浄化槽の設置費への補助（県内全域） 下水道・農業集落排水施設区域以外において、設置費用の一部を助成する。 【補助対象浄化槽】 <霞ヶ浦流域></p> <table border="1" data-bbox="545 1055 1208 1171"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>補助対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N型又はNP型</td> <td>北浦沿岸以外の市町村</td> </tr> <tr> <td>NP型</td> <td>北浦沿岸の市町村</td> </tr> </tbody> </table> <p><その他流域></p> <table border="1" data-bbox="545 1207 1208 1361"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>補助対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N型又はNP型</td> <td>涸沼・牛久沼流域の市町村</td> </tr> <tr> <td>通常型又はN型、NP型</td> <td>千波湖流域の市町村</td> </tr> <tr> <td>通常型</td> <td>その他の地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人設置型：市町村が行う浄化槽設置者への補助事業に補助 市町村設置型（公共浄化槽）：NP型浄化槽を整備する湖沼流域の市町村に補助 <p>イ 浄化槽啓発指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定検査未受検者に対する文書指導の実施 不適正浄化槽管理者への改善通知書の発送業務 <p>ア 高度処理型浄化槽の設置費への上乗せ補助（湖沼流域） 高度処理型浄化槽（NP型）について、環境税を活用し、単独処理浄化槽等から転換する場合に、個人負担が通常型より少なくなるよう上乗せ補助（新築家屋への設置については、個人負担が通常型と同等になるよう上乗せ補助）</p> <p>イ 単独処理浄化槽等撤去補助（県内全域） 転換する場合、撤去費用の一部を助成</p> <p>ウ 宅内配管工事費補助（県内全域）</p>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R7 目標	西 浦	7.8	6.8	6.9	6.7	6.4	6.7	6.4	北 浦	8.9	7.8	8.4	8.4	7.8	8.7	8.2	常陸利根川	8.3	7.2	7.5	7.6	7.1	7.1	6.8	全水域平均	8.2	7.2	7.4	7.3	6.9	7.3	6.9	種類	補助対象地域	N型又はNP型	北浦沿岸以外の市町村	NP型	北浦沿岸の市町村	種類	補助対象地域	N型又はNP型	涸沼・牛久沼流域の市町村	通常型又はN型、NP型	千波湖流域の市町村	通常型	その他の地域	<p>857,830</p> <p>330</p> <p>269,818</p> <p>400,177</p>
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R7 目標																																																	
西 浦	7.8	6.8	6.9	6.7	6.4	6.7	6.4																																																	
北 浦	8.9	7.8	8.4	8.4	7.8	8.7	8.2																																																	
常陸利根川	8.3	7.2	7.5	7.6	7.1	7.1	6.8																																																	
全水域平均	8.2	7.2	7.4	7.3	6.9	7.3	6.9																																																	
種類	補助対象地域																																																							
N型又はNP型	北浦沿岸以外の市町村																																																							
NP型	北浦沿岸の市町村																																																							
種類	補助対象地域																																																							
N型又はNP型	涸沼・牛久沼流域の市町村																																																							
通常型又はN型、NP型	千波湖流域の市町村																																																							
通常型	その他の地域																																																							

事業名	事業の概要	予算額(千円)																
④霞ヶ浦流域法規制指導推進事業	<p>転換する場合、宅内配管工事費の一部を助成</p> <p>水質汚濁防止法及び霞ヶ浦水質保全条例等に基づき、霞ヶ浦流域における工場・事業場の適正な排水処理を指導する。</p> <p>ア 霞ヶ浦流域の工場・事業場の指導 法令等に基づき、工場・事業場等に対する立入検査を実施し、排水基準の遵守徹底を図る。 ・流域内特定事業場数：4,434 事業場（令和3年3月末現在）</p> <p>イ 霞ヶ浦一般事業場等の排水対策の推進 平成31年3月に霞ヶ浦水質保全条例等を改正し、命令・罰則の適用等排水規制を強化した（令和3年4月施行）ことから、霞ヶ浦流域の霞ヶ浦一般事業場等（旧小規模事業所）に対して周知を行うと共に、排水の基準遵守について指導の徹底を図る。</p>	3,560																
⑤霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業	<p>全ての特定汚染源(点源)排出施設に対して排水の適正処理を義務づけた霞ヶ浦水質保全条例等により、霞ヶ浦・北浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。</p> <p>ア 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業 高度処理型浄化槽の設置、下水道等への接続、工場・事業場等の排水処理施設整備に係る融資・利子補給</p> <p>イ 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導事業等 水質保全相談指導員の設置(15名)による相談・指導・監視体制の整備、条例の普及・啓発</p>	110,167																
⑥霞ヶ浦・北浦等アオコ対策事業	霞ヶ浦、千波湖において、関係市と連携して、アオコ回収等の対策を実施する。	3,500																
⑦霞ヶ浦環境体験学習推進事業	<p>県内の小中学生等を対象に、霞ヶ浦での湖上学習と霞ヶ浦環境科学センターなどの施設見学を組み合わせた体験型の水環境学習を実施する。</p> <p>・実施回数：100回</p>	22,257																
⑧涸沼水質保全対策事業	<p>ア クリーンアップひぬまネットワークへの支援 流域の住民、事業者、団体、行政等で構成するネットワークが行う、環境フォーラム、清掃活動、自然観察会等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。</p> <p>イ 涸沼水質保全の対応方針の進行管理 ・期間：令和2年度～令和6年度 ・水質の状況：COD（年平均値、単位 mg/L）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R6 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>涸 沼</td> <td>6.7</td> <td>5.6</td> <td>6.0</td> <td>6.1</td> <td>6.2</td> <td>6.7</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R6 目標	涸 沼	6.7	5.6	6.0	6.1	6.2	6.7	5.4	1,561
年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R6 目標											
涸 沼	6.7	5.6	6.0	6.1	6.2	6.7	5.4											
⑨牛久沼水質保全対策事業	ア 牛久沼流域水質浄化対策協議会への支援 流域市等で構成する協議会が行う、ポスター募集、清掃等の活動を支援し、浄化意識の高揚を図る。	500																

事業名	事業の概要	予算額(千円)																
<p>(2) 霞ヶ浦環境科学センターにおける環境保全対策の推進</p> <p>①水環境調査研究事業</p> <p>②環境学習等推進事業</p>	<p>イ 第4期牛久沼水質保全計画の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：平成29年度～令和3年度 ・水質の状況：COD（年平均値、単位mg/L） <table border="1" data-bbox="531 344 1206 427"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛久沼</td> <td>7.4</td> <td>6.8</td> <td>7.4</td> <td>8.0</td> <td>7.2</td> <td>8.6</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に、牛久沼の水質保全対策を「牛久沼水質保全の対応方針」として取りまとめる。 <p>市民、研究者、企業、行政4者のパートナーシップのもと、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水質保全や大気等の環境保全に取り組む。</p> <p>霞ヶ浦等の水質改善に向けた試験研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質変動の解明に関する調査研究 ・植物プランクトンの優占機構に関する調査研究 <p>ア 市民活動の支援</p> <p>水環境を保全するための活動に取り組む市民団体に対し、活動機材の貸出や事業経費の助成による活動支援を行うとともに、ボランティアや市民団体等の交流促進の場を活用することにより、市民活動の連携強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動機材の整備・無料貸出 ・市民活動費の助成（20万円／1団体（最大）） ・市民やボランティア、市民団体の交流を促進するための催事等の実施 <p>イ 環境学習の推進</p> <p>自然観察会や出前講座、研究室・展示室を活用した学習など環境学習を実施するとともに、教員等を対象とした環境学習指導者の育成を図り、環境学習を推進する。</p> <p>ウ 霞ヶ浦水辺ふれあい事業</p> <p>水生植物や生物と直接触れ合うことによる環境保全意識の醸成や、清掃活動など市民活動による実践型の浄化啓発事業を実施する。</p> <p>エ 水質浄化運動の促進</p> <p>霞ヶ浦流入河川の上流から下流に至る流域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会が中心となり意識啓発と水質浄化運動の展開を図る。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 目標	牛久沼	7.4	6.8	7.4	8.0	7.2	8.6	6.7	<p>23,338</p> <p>22,622</p>
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 目標											
牛久沼	7.4	6.8	7.4	8.0	7.2	8.6	6.7											
<p>2 身近な地域環境保全</p> <p>(1) 大気保全対策の推進</p> <p>①大気測定機器整備事業</p>	<p>環境中の大気汚染物質を常時監視するため、35の測定局の測定機器の計画的な更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度機器等整備計画：窒素酸化物自動測定機等5機種19台 ・測定機器整備状況（令和4年4月現在） 	<p>363,352</p> <p>52,625</p>																

事業名	事業の概要			予算額(千円)
②大気汚染・光化学スモッグ監視観測対策事業	測定項目	一般環境 大気測定局 33局	自動車排出 ガス測定局 2局	73,333
	二酸化硫黄	18	-	
	窒素酸化物	29	2	
	光化学オキシダント	29	-	
	一酸化炭素	2	2	
	浮遊粒子状物質	31	2	
	微小粒子状物質	17	1	
	炭化水素	15	-	
	計	141	7	
	<p>ア 大気情報管理システム 測定局における二酸化硫黄などの測定データを収集し、中央監視局で監視する。</p> <p>イ 大気測定機器保守管理 測定局から測定データを収集するテレメータシステムや測定機器の保守管理を行う。</p> <p>ウ 光化学スモッグ・微小粒子状物質（PM2.5）対策 光化学スモッグによる健康被害を未然に防止するため、県民等へ光化学スモッグに関する情報の提供を行うほか、光化学オキシダント高濃度時には、注意報等を発令し県民に周知するとともに、ばい煙発生事業者等に対し、ばい煙の排出量の削減を要請する。</p> <p>また、PM2.5濃度が高くなると予想される場合には、注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ放送や携帯電話向けHP等による情報提供 ・光化学スモッグ・PM2.5情報メール登録件数：7,180件（令和4年3月末現在） ・大量ばい煙発生事業者(4万Nm³/h以上)：119 ・ばい煙発生事業者(1万Nm³/h以上)：130（令和3年4月末現在） <p>エ 大気汚染物質調査 低濃度であっても長期曝露により健康影響が懸念される化学物質等の実態を把握する。</p> <p>(ア) 有害大気汚染物質環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定物質：ベンゼン、トリクロエチレン等22物質 ・測定地点：7地点（年12回） <p>(イ) PM2.5成分分析調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定物質：PM2.5（質量濃度、イオン成分、炭素成分、金属成分） ・測定地点：1地点（年4回） <p>(ウ) フロン大気環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定物質：フロン11、フロン22等12物質 ・測定地点：4地点（年4回） <p>(エ) 酸性雨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目：pH等 ・測定地点：1地点（年12回） 			

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(2) 水質保全対策の推進 水質汚濁監視観測事業	<p>(オ) 光化学オキシダントに関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定物質：VOC、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド 測定地点：1地点（年5回） <p>ア 公共用水域の監視観測</p> <p>公共用水域における水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握するため、水質の監視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地点：193地点(河川138、湖沼25、海域30) 調査項目：生活環境項目 BOD等 13項目 健康項目 カドミウム等 27項目 特殊項目 銅等 5項目 その他 TOC等 10項目 調査機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市 <p>イ 地下水の監視観測</p> <p>有害物質に係る地下水質の汚染状況を把握するため、地下水の監視を行うとともに、有害物質が検出された場合は汚染源特定等のため、汚染井戸周辺地区調査や汚染地区の継続的な監視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地区：36市町村 58地区 調査項目：カドミウム等 28項目 調査機関：県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市 <p>ウ 水浴場水質観測調査</p> <p>安全で快適な水環境の保全と利用に寄与するため、水浴場の水質調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地点：16海水浴場 測定項目：ふん便性大腸菌群数等 6項目 調査時期：開設前4月及び5月、開設中7月 <p>エ ゴルフ場周辺環境調査</p> <p>指導要綱等に基づき農薬による公共用水域の水質汚濁を防止するため、ゴルフ場に対し立入調査等を実施し、農薬の適正使用について指導を行う。</p>	72,889
(3) 公害防止対策の推進 ①公害防止対策推進事業	<p>ア 公害防止協定の運用</p> <p>鹿島地域や筑波地域等で締結している公害防止協定の適切な運用を図る。</p> <p><公害防止協定締結企業数(令和4年4月現在)></p> <ul style="list-style-type: none"> 鹿島地域：116 筑波地域：26 (株) J E R A 常陸那珂火力発電所 (株) 常陸那珂ジェネレーション <p>イ 化学物質管理促進対策事業</p> <p>化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、P R T R制度による事業者の情報収集及び県民への情報提供を行ない、事業者の自主的な管理</p>	28,715

事業名	事業の概要	予算額(千円)				
	<p>の改善を促進する。</p> <p>ウ 工場・事業場の指導</p> <p>(ア) 大気規制指導</p> <p>大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、施設の改善指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設設置事業場数：1,932 事業場 ・揮発性有機化合物排出施設設置事業場数：65 事業場（令和3年3月末現在、全県） <p>(イ) 水質規制指導</p> <p>水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づき工場・事業場に対し立入検査等を実施し、排水の適正処理等の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業場総数：11,888 事業場 （うち排水規制事業場数：1,790 事業場） （うち有害物質使用事業場：511 事業場） （令和3年3月末現在、全県） <p>(ウ) 公害防止組織整備指導</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。</p> <p>エ 地盤環境保全対策</p> <p>地盤沈下の状況を把握するため、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下量の調査を行う。</p>					
②環境保全施設資金融資対策事業	<p>中小企業者に対し、公害防止及び地球温暖化対策のための施設の設置や改善等に要する資金について融資のあっ旋及び利子補給を行う。</p> <p>ア 融資のあっ旋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額：融資対象事業費の80%以内 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔環境保全施設</td> <td style="padding-right: 10px;">2,500 万円限度〕</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔地球温暖化対策</td> <td style="padding-right: 10px;">500 万円限度〕</td> </tr> </table> ・融資利率：1.8～2.0%（保証付き1.3～1.5%）（令和4年4月1日現在） ・融資期間：7年以内（1年以内据置可） <p>イ 利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度処理の汚水処理施設の設置等（無利子） 	〔環境保全施設	2,500 万円限度〕	〔地球温暖化対策	500 万円限度〕	35,111
〔環境保全施設	2,500 万円限度〕					
〔地球温暖化対策	500 万円限度〕					
③騒音・振動対策事業	<p>ア 航空機騒音・振動対策事業</p> <p>成田国際空港及び百里飛行場周辺の航空機騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p>（成田国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年：10 地点、短期（1週間）：17 地点（年4回） <p>（百里飛行場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年：2 地点、短期（2週間）：10 地点（年1回） <p>また、成田国際空港の機能強化に伴い、航空機騒音による影響範囲の拡大が見込まれているため、環境基準の類型指定地域見直しに向けた調査を行う。</p>	78,339				

事業名	事業の概要	予算額(千円)
④化学物質管理対策	<p>イ 新幹線騒音等対策 東北新幹線に係る騒音・振動の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。 ・騒音測定地点数：2地点 4測定点 ・振動測定地点数：2地点 4測定点</p> <p>ウ 自動車騒音常時監視 自動車騒音の実態を調査し、環境基準の達成状況を把握する。</p> <p>ア フロン対策 地球温暖化やオゾン層の破壊を防止するため、フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者等の登録や立入検査・指導を行い、業務用冷凍空調機器等の使用、廃棄及び整備時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。</p> <p>イ アスベスト対策 大気汚染防止法等に基づき、アスベスト使用建築物等の解体等工事現場への立入検査を実施し、作業基準遵守の徹底を図る。</p> <p>ウ ダイオキシン類環境保全対策 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設を設置する工場・事業場に対して立入検査を実施し、排出基準の遵守徹底を図るとともに、環境基準達成状況を把握するため、環境の監視を行う。 ・測定地点：大気 10地点(年2回) 土壌 22地点(年1回) 水質 39地点(年1～4回) 底質 39地点(年1回) 地下水 22地点(年1回) ・測定機関：国土交通省、県、水戸市、古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市</p>	22,340

廃棄物規制課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和3年3月に策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の適正処理を推進する。

特に、本年度末で法定処理期限を迎える高濃度PCB使用の安定器等の処理を促進するとともに、警察や市町村等の関係機関と連携強化を図り、不法投棄や不適正な残土処分事案の早期対応・早期解決を図る。

また、一定の放射性濃度があったため環境大臣が指定し、市町等が一時保管している指定廃棄物については、保管の安全確保を第一としつつ、当該市町と連携し、保管の継続や処分先の確保等の適切な対応を国に求めている。

1 循環型社会づくりの推進

(1) 産業廃棄物対策

排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する各種講習会を実施するとともに、廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設の構造基準や維持管理基準等の適合状況を確認し、廃棄物の適正処理に係る必要な指導等を行う。

また、PCB廃棄物については、各県民センター等に配置する指導員による巡回指導と併せ、未確認の事業所の洗い出しを行い、高濃度PCB使用の安定器等の期限内処理を促進するとともに、法定期限が経過しても処理が行われていないなどの事実が判明した場合には、改善命令の発出などにより厳格に対応していく。

(2) 一般廃棄物対策

民間の一般廃棄物処理施設の設置や有害使用済機器の保管等を行う事業者を対象として、適正処理等の確保に係る指導等を行う。

(3) 不法投棄対策

不法投棄や野外焼却などの産業廃棄物の不適正処理や、不適正な残土処理の撲滅に向けて、関係機関との連携等による監視指導体制の強化や、県民総ぐるみの発見通報体制の構築などの取組を進め、ゲリラ投棄や悪質・巧妙化する事案の早期対応・早期解決を図り、生活環境保全上の支障の発生を防止するとともに、「茨城は捨てづらい」環境づくりを目指す。

また、土砂等の埋立てに係る規制については、事業者に対して、県及び市町村条例による規制基準の遵守を指導するほか、国が進める盛土規制の法制化に関して、生活環境保全の観点からも実効性のある内容となるよう、国に対して働きかけを行う。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 循環型社会づくりの推進		263,612
(1) 産業廃棄物対策		101,419
①産業廃棄物許可・法施行費	事業者からの許可申請に基づき、産業廃棄物処理業、及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査（事前審査を含む。）業務を実施する。 また、処理施設の設置に係る事前審査手続により、地域と共生が図られた施設整備を推進するほか、県外で発生した産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議を実施する。	12,296
②産業廃棄物処理施設設置等専門委員会	産業廃棄物処理施設の設置許可手続における専門家からの意見聴取を行う。	160
③監視・指導費	産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理業者等を対象とする講習会や、事業所への立入検査を実施する。また、産業廃棄物処理業者の処理実績集計業務を委託する。	5,994
④廃棄物処理施設調査指導費	廃棄物処理施設を対象として、基準の遵守状況を確認するため、排ガスや排水等の分析等を実施する。	1,209
⑤PCB適正処理推進事業	PCB廃棄物適正処理指導員を各県民センター等に配置し、PCB廃棄物の保管等を行う事業者に対し、県への届出や期限内処分の指導を行う。 また、未確認事業者に係る保管の有無の洗い出しや、期限内処理が行われない事業者への行政処分等を行う。	50,430
⑥アスベスト適正処理事業	アスベスト適正処理指導員を各県民センター等に配置し、解体工事現場等への巡回指導等を実施し、飛散防止対策の実施などの適正処理に係る指導等を行う。	15,998
⑦自動車リサイクル法施行費	自動車リサイクル法に基づく適正な再資源化を確保するため、解体、破砕、フロン回収を行う事業者に対する許可、及び許可業者への立入検査や電子マネIFESTによる適正処理の監視、県警等と連携した指導等を行う。	13,354
⑧試験研究機関廃液処理費	県試験研究機関や県立学校等の廃液を効率的かつ適正に処理するため、一括して処理を委託する。	1,978
(2) 一般廃棄物対策		6,073
①一般廃棄物処理対策指導費	民間が設置する一般廃棄物処理施設に係る設置許可手続きや立入検査等を実施する。	126
②減量化・再資源化促進事業	有害使用済機器保管等業者を対象として、知事への事前届出や基準に基づいた適正な保管等の徹底を図る。	5,947

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 不法投棄対策 ①不法投棄対策費	<p>産業廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、関係機関との連携等による対策の充実・強化に取り組み、事案の発生防止、早期対応・早期解決を図る。</p> <p>ア 監視指導体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等機動調査員の設置（県警OB等10名） 警戒箇所の夜間・早朝等のパトロール、搬入阻止などの現地指導、警察との連絡調整（対策会議等） ・監視カメラの設置 ・ドローンによる上空監視、3次元測量 ・パトロール業務（休日夜間）の委託 ・市町村職員への立入検査権限付与（県職員併任制度） ・不法投棄指導員の設置（本庁及び各県民センター）等 <p>イ 県民等総ぐるみの発見通報体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアU. D. 監視員の委嘱 ・不法投棄110番（フリーダイヤル）の設置 ・不法投棄通報アプリの導入 ・不法投棄等報奨金制度の運用 ・不法投棄監視協定の締結 <p>ウ 普及啓発その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止強調月間（6月、11月） 県、市町村、警察合同パトロール、車両一斉検査、スカイパトロール等 ・建設、解体工事現場の巡回パトロール 県民センターごと、環境・保安課及び建築指導課の合同で実施 ・ボランティア撤去事業（（一社）茨城県産業資源循環協会の社会貢献事業）への協力等 	156,120 113,090
②残土条例施行費	<p>県条例に基づく土砂等の埋立ての許可、及び事業者への立入検査や指導、発生源調査等により、残土の適正処理を確保する。</p>	13,394
③有害廃棄物等撤去基金積立金	<p>不法投棄事案に係る分析調査や撤去等の費用に充てることを目的とする「茨城県有害廃棄物等撤去基金」への積立てを行う。</p>	20,104
④不法投棄等廃棄物対策等事業費	<p>上記基金を活用した分析調査等の実施。</p>	9,532

資源循環推進課

【執行方針】

廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用ができないものは適正に処分する「循環型社会」の形成に向け、令和3年3月に策定した「第5次茨城県廃棄物処理計画」に基づき、県民等による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進や、基盤整備に取り組む。

特に、市町村のごみ処理における資源循環を促進するため、市町村とも連携して県民等の意識啓発を推進するとともに、ペットボトルの水平リサイクルに関する取組の拡大や、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック新法）」に基づき、使用済プラスチック製品の資源回収に関する課題の整理等を進めていく。

また、循環型社会形成に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場の確保については、公共関与により、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めていく。

1 循環型社会づくりの推進

(1) 循環型社会形成の推進

児童・生徒を対象とした学習機会の創出やプラスチック・スマートの普及等の様々な啓発活動等により、県民や事業者等のプラスチックごみや食ロス等の廃棄物に関する問題意識の向上を図り、それぞれの主体的な取組を促進する。

(2) 一般廃棄物対策

市町村の一般廃棄物処理に係る施設整備や3Rの促進、災害廃棄物対策などの取組を促進するため、市町村職員を対象とする研修会や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行うほか、沿岸市町村による海岸漂着物の回収処理事業を支援する。

(3) 産業廃棄物処理施設確保対策

循環型社会の形成と県内産業の持続的な発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場の確保対策については、エコフロンティアかさまの後継施設として、日立市諏訪町を計画地として、周辺環境との調和や地域との共生を目指し、安全・安心を第一に、公共関与により新たな最終処分場の整備を進める。

また、庁内での連携を図り、交通安全対策や地域振興策にも取り組んでいく。

2 身近な地域環境の保全

(1) 土壌汚染防止対策事業

土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対して、土壌の汚染状況の把握や汚染土壌の適正な管理・処分に係る指導を行い、土壌汚染による人への健康被害の未然防止を図る。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 循環型社会づくりの推進		1,056,918
(1) 循環型社会形成		8,029
① 総合ごみ減量化対策	<p>ア ポスター・標語コンテストの実施 児童・生徒を対象として、ごみの散乱防止や3Rをテーマとするポスター・標語コンテストを実施する。</p> <p>イ 食品ロス削減の推進 庁内連絡会議を核として、食品関連事業者や消費者等の関係者間の連携強化を図るとともに、児童向け学習教材の普及、「いばらき食べきり協力店」の登録や商品の「手前どり」等の啓発活動を実施する。</p> <p>ウ プラスチックの循環的利用の促進 「プラスチック・スマート」の統一的なシンボルの下、使い捨てのプラスチック製品の使用削減やペットボトルの水平リサイクルの推進等により、市町村と連携して、県民や事業者等における3R活動を推進する。</p> <p>エ 集団回収団体の表彰 再生資源の分別回収に顕著な功績がある団体を表彰する。</p>	2,665
② 減量化・再資源化促進事業	<p>ア 廃棄物再資源化指導センター運営事業 廃棄物の再生利用等に関する排出事業者からの個別の相談への対応や情報発信を実施し、排出事業者による再生利用等の取組を支援する。</p> <p>イ 多量排出事業者の減量化計画の公表 多量排出事業者が作成する減量化計画の公表により、事業者による主体的な減量化の取組を推進する。</p>	5,364
(2) 一般廃棄物対策		14,323
① 一般廃棄物処理対策指導費	<p>市町村等による一般廃棄物処理施設の整備や3Rの促進、災害廃棄物対策の強化、令和元年東日本台風等による一般廃棄物処理施設の災害復旧等に関して、市町村職員を対象とする研修会の開催や、個別の課題に対応した助言や情報提供等を行う。</p>	110
② 海岸漂着物地域対策推進事業	<p>海岸の景観と環境を保全するため、沿岸市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業に対して、補助を実施する。また、漂着ごみの組成調査を実施する。</p>	14,213

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 産業廃棄物処理 施設確保対策		1,034,566
①新最終処分場整備 推進事業	<p>新たな産業廃棄物最終処分場の整備に向け、基本計画を反映した新処分場施設及び隣接する新設道路のイメージパース作成や、新処分場に併設する環境学習施設の基本計画の策定を行う。</p> <p>また、周辺地域の交通安全対策として梅林通りにガードパイプを設置する。</p>	48,780
②新最終処分場周 辺道路整備事業	<p>新たな産業廃棄物最終処分場へのメインの搬入ルートとなる山側道路から県道 37 号までを結ぶ新設道路の整備や、周辺地域の生活環境向上のための油縄子交差点の改良、県道 37 号の歩道整備・局部改良に係る設計・測量等を実施する。</p>	985,786
2 身近な地域環境 の保全		934
(1) 土壌汚染防止対 策事業	<p>土壌汚染による人への健康被害を未然に防止するため、土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の形質変更時等に際して、土地所有者等が措置すべき土壌の調査や、汚染が明らかとなった土地の区域指定、及び汚染土壌の除去等に関する指導を行う。</p>	934

ス ポ ー ツ 推 進 課

【執行方針】

国体・全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックなどの開催によりスポーツに対する機運が高まる中、県民誰もがスポーツに親しめる環境の整備が求められている。

このため、生涯スポーツの振興やサイクリング環境の整備を推進し、県民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、地域の活性化を図る。

1 スポーツ振興施策の推進

(1) 生涯スポーツの推進

地域と連携しながらスポーツ関係団体等の組織の育成・充実に努めるとともに、指導者を養成し、スポーツ環境の充実を図る。

また、多様化する県民のスポーツニーズに対応するため、スポーツに関する情報を収集し提供するとともに、各種スポーツ団体の支援を行い、県民の生涯スポーツの推進を図る。

(2) サイクリングの推進

つくば霞ヶ浦りんりんロードを核とする日本一のサイクリングエリアの形成を目指して、ソフト・ハードの両面から総合的な整備を推進するとともに、優れたサイクリング環境を国内外に発信する。

また、つくば霞ヶ浦りんりんロードのナショナルサイクルルート指定効果を全県に波及させ、県内各地域の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズムの全県的な推進を通じ、「サイクリング王国いばらき」の実現を目指す。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 スポーツ振興施策の推進		107,556
(1) 県生涯スポーツ推進事業	<p>ア 生涯スポーツ指導者の養成 専門知識や高い指導技術が身に付けられるように指導者養成講習会を実施するとともに、市町村と連携し、養成した指導者が市町村事業における協力者として活躍できるよう活用の促進を図る。</p> <p>イ スポーツリーダーバンクの充実 スポーツ・レクリエーション団体等から推薦された指導者並びに生涯スポーツ指導員養成講習会を受講した者の県スポーツリーダーバンクへの登録を促すとともに、その情報を県民へ広く周知し、指導員の活用を図る。</p> <p>ウ 働く世代のためのスポーツ活動支援 働く世代が運動しやすい環境づくりに関するモデル事業を募集し、県内事業所及びスポーツクラブ等への支援を行うとともに、働く世代に向けて運動の有用性を啓発することで、働く世代のスポーツ実施率の向上を図る。</p>	1,440
(2) りんりんスクエア土浦施設運営費	<p>つくば霞ヶ浦りんりんロードにおけるサイクリングの拠点施設として、りんりんスクエア土浦の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者：(株)アトレ ・指定管理期間：10年（H30.3.29～R10.3.31） 	9,620
(3) サイクルツーリズム推進事業	<p>ア 情報発信の強化 インフルエンサーを活用した情報発信やターゲットを絞ったWEBプロモーションを行い、認知度の向上を図る。</p> <p>イ 誘客の促進 国内外メディアや旅行会社等を対象にしたモニターツアーの開催、旅行会社等に対するツアー造成の支援やウェルカムイベントを実施する。</p> <p>ウ 受入環境の充実 サイクルオブジェ（ラック）の整備や、サイクリストにやさしい宿の認定、認定施設の情報発信、サイクルステーション（サイクリストがくつろげる拠点）整備の支援を行う。</p> <p>エ 利活用推進協議会の運営等 つくば霞ヶ浦りんりんロード、奥久慈里山ヒルクライムルート、大洗・ひたち海浜シーサイドルートの利活用推進協議会の運営、情報発信、誘客の取り組みなどを行う。</p>	91,496

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(4) つくば霞ヶ浦りんりんロード誘客促進事業	「つくば霞ヶ浦りんりんロード」誘客促進 民間事業者の企画提案を活用した新たな集客コンテンツとなる事業に係る経費を支援する。	5,000

(参 考 資 料)

〔計画の概要〕

○第4次茨城県消費者基本計画アクションプラン-----	40
○第11次茨城県交通安全計画-----	41
○第2次茨城県文化振興計画アクションプラン-----	42
○茨城県男女共同参画基本計画（第4次）-----	43
○第3次茨城県環境基本計画-----	44
○茨城県地球温暖化対策実行計画-----	45
○茨城県環境保全率先実行計画第6期-----	46
○第13次鳥獣保護管理事業計画-----	47
○霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）-----	48
○第5次茨城県廃棄物処理計画-----	49

〔付属機関一覧〕-----	50
---------------	----

〔関係団体一覧〕-----	51
---------------	----

第4次茨城県消費者基本計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な消費者行政施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計画期間	令和4年度から令和7年度まで（4年間）（令和4年3月策定）
計画の特徴	<p>次の5つの基本方針のもと、消費者行政に直接関連するものを「主要施策」、関連する施策を「関連施策」とし、具体的な取組を推進する。</p> <p>なお、各施策の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の関連するゴールを念頭において取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な消費生活の確保 [計 34 施策] 2 消費者被害の未然防止・救済 [計 15 施策] 3 消費者の自立の支援 [計 16 施策] 4 多様化・複雑化する消費者問題への対応 [計 14 施策] 5 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進 [計 10 施策]
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な消費生活の確保 [主要 8 施策、関連 26 施策] <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品・サービスの安全性の確保 (2) 規格・表示の適正化 (3) 事業者指導の実施 (4) 消費者志向経営の推進 2 消費者被害の未然防止・救済 [主要 15 施策] <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者被害の未然防止 (2) 消費生活相談体制の充実 (3) 消費者問題の早期解決 3 消費者の自立の支援 [主要 12 施策、関連 4 施策] <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者ニーズの把握 (2) 消費者への情報発信 (3) 消費者教育の充実強化 (4) 多重債務問題への対応 4 多様化・複雑化する消費者問題への対応 [主要 12 施策、関連 2 施策] <ol style="list-style-type: none"> (1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援 (2) 高度情報通信社会への対応 5 人や社会・環境に配慮した消費生活の推進 [主要 2 施策、関連 8 施策] <ol style="list-style-type: none"> (1) エシカル消費の推進 <p>○計 14 項目の数値目標（指標）を設定し、施策の進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの認知度 R2：62.1% → R7：90.0% ・教員向け消費者教育講座の受講校の割合 R2：6% → R7：80% など
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県消費生活行政連絡会議における進捗状況等の検証・評価 ・茨城県消費生活審議会への報告

第 11 次茨城県交通安全計画

計画策定の趣旨	交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、国の交通安全基本計画を受け、茨城県交通安全対策会議において、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を策定し、これに基づく諸施策を推進する。
計 画 期 間	令和 3 年度から令和 7 年度まで（5 年間）（令和 3 年 3 月策定）
計 画 の 特 徴	交通安全計画における目標 ○道路交通：年間の交通事故死者数を令和 7 年までに 70 人以下、交通事故重傷者数 550 人以下、交通死傷事故発生件数 4,400 件以下。 ○鉄道交通：乗客の死者数ゼロを継続。鉄道運転事故全体に係る死者数の減少。 ○踏切道：踏切事故の発生を防止。
計 画 の 概 要	<p>第 1 章 道路交通の安全</p> <p>第 1 節 道路交通事故のない社会を目指して</p> <p>第 2 節 道路交通安全についての目標</p> <p>Ⅰ 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>1 道路交通事故の現状</p> <p>2 道路交通事故の見通し</p> <p>Ⅱ 道路交通安全計画における目標</p> <p>第 3 節 道路交通安全についての対策</p> <p>Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p><重視すべき視点></p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>(4) 先端技術の活用推進</p> <p>(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進</p> <p>(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進</p> <p>Ⅱ 講じようとする施策</p> <p>1 交通指導取締りの推進 2 交通安全教育等の推進</p> <p>3 高齢者交通事故防止対策 4 通学路における交通安全の確保</p> <p>5 交通安全施設等の整備等</p> <p>第 2 章 鉄道交通の安全</p> <p>第 1 節 鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>Ⅰ 鉄道事故の状況等</p> <p>Ⅱ 交通安全計画における目標</p> <p>第 2 節 鉄道交通の安全についての対策</p> <p>Ⅰ 今後の鉄道交通安全対策を考える視点</p> <p>Ⅱ 講じようとする施策</p> <p>1 鉄道交通環境の整備 2 鉄道の安全に関する知識の普及</p> <p>3 鉄道の安全な運行の確保 4 鉄道車両の安全性の確保</p> <p>5 救助・救急活動の充実 6 被害者支援の推進</p> <p>7 鉄道事故等の原因究明と再発防止</p> <p>第 3 章 踏切道における交通の安全</p> <p>第 1 節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>Ⅰ 踏切事故の状況等</p> <p>Ⅱ 交通安全計画における目標</p> <p>第 2 節 踏切道における交通安全の対策</p> <p>Ⅰ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点</p> <p>Ⅱ 講じようとする施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化、構造/改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</p> <p>2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>3 踏切道の統廃合の促進</p> <p>4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</p>
計画の推進体制	茨城県交通安全対策会議（知事、教育長、警察本部長等）において推進

第2次茨城県文化振興計画アクションプラン

計画策定の趣旨	茨城県総合計画を補完するものとして、具体的な文化振興施策の推進及び進行管理を行うために策定する。
計画期間	令和4年度から令和7年度までの4年間（令和4年3月策定）
計画の特徴	<p>次の5つの基本的施策のもと、文化振興行政に直接関連するもの（主要施策）と、関連する施策（関連施策）について、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら推進していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人材の育成等 2 文化の振興 3 文化的資産の活用等 4 文化活動の充実 5 文化活動の支援体制の充実等
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材の育成等 <ul style="list-style-type: none"> (1)文化の担い手の育成及び確保 (2)次世代を担う子どもたちの育成 (3)文化に関する教育の充実 2 文化の振興 <ul style="list-style-type: none"> (1)芸術の振興 (2)伝統文化の継承及び発展 (3)生活文化等の振興 (4)文化を活用した地域づくり (5)文化交流の推進 3 文化的資産の活用等 <ul style="list-style-type: none"> (1)文化的資産の活用 (2)文化財の保存等 (3)公共の建物等の建築に当たっての配慮 4 文化活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)県民の文化活動の充実 (2)高齢者、障害等の文化活動の充実 (3)青少年の文化活動の充実 5 文化活動の支援体制の充実等 <ul style="list-style-type: none"> (1)文化情報の収集及び提供 (2)推進体制の整備 (3)文化施設の機能の充実 (4)地域における文化活動の支援 (5)財政上の措置 (6)顕彰 <p>○8項目の数値目標を設定し、施策の進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県芸術祭の参加者数 R2：16,824人 → R7：37,000人 ・文化情報の発信件数 R2：212件 → R7：500件
計画の推進体制	文化振興施策の実績を「文化審議会」に報告し、事業の評価を行う。

茨城県男女共同参画基本計画（第4次）

計画策定の趣旨	男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、本計画を策定する。
計画期間	令和3年度から令和7年度まで（5年間）（令和3年3月策定）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県男女共同参画推進条例（平成13年茨城県条例第1号）の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画。 ・男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画を勘案した法定計画。 ・県・県民・事業者が一体となって、男女共同参画の実現に向けて取り組むための指針となるもの。
計画の概要	<p>第1章 計画策定の基本的な考え方</p> <p style="padding-left: 20px;">I 計画の概要</p> <p style="padding-left: 20px;">II 男女共同参画を取り巻く潮流</p> <p>第2章 基本計画</p> <p style="padding-left: 20px;">I 計画を推進するための基本的方向</p> <p style="padding-left: 40px;">基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 1 あらゆる暴力の根絶</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 3 生涯を通じた健康支援</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 4 防災・復興における男女共同参画の推進</p> <p style="padding-left: 40px;">基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p> <p style="padding-left: 60px;">施策の方向性 2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</p> <p style="padding-left: 20px;">II 推進体制と進行管理</p>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ推進センターの充実強化 ・茨城県男女共同参画審議会において、県事業の進捗状況の確認などを実施。

第3次茨城県環境基本計画

計画策定の趣旨	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本計画で目指す環境の将来像「豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県」の実現を図る。
計画期間	平成25年度から令和4年度まで（10年間）（平成25年3月策定）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災及び原発事故を踏まえた施策 <ul style="list-style-type: none"> ・事故由来放射性物質への対応を追加 ○環境を巡る新たな社会情勢の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性基本法の制定に基づく「生物多様性地域戦略」の基本的な考え方を追加 ○県総合計画に掲げた施策の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・4つの基本目標の1つに「低炭素社会実現」を追加 ○国の第四次環境基本計画等を踏まえた施策 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の科学技術を活かしたグリーン・イノベーションの推進
計画の概要	<p>1 基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化対策の推進 地球温暖化の防止、再生可能エネルギーの利用と導入促進 (2) 地域環境保全対策の推進 大気環境の保全、水環境の保全、土壌・地盤環境の保全、化学物質の環境リスク対策、放射性物質による環境汚染対策 (3) 湖沼環境保全対策の推進 霞ヶ浦の総合的な水質保全対策、涸沼・牛久沼の水質保全対策 (4) 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 3Rの推進、廃棄物の適正処理、不法投棄等の防止 (5) 生物多様性の保全と持続可能な利用 生物多様性の保全、自然公園等の保護と利用、森林・平地林・農地の保全、河川等水辺環境の保全と活用 (6) 快適で住みよい環境の保全と創出 都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出、歴史的環境・自然景観の保全と活用、自然災害への対応 (7) 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進 環境教育・環境学習等の推進、各主体の環境保全活動と協働取組の促進、国際的な視点での環境保全活動の促進 (8) 環境の保全と創造のための基本的施策の推進 環境情報の収集・管理・提供、グリーン・イノベーションの推進、総合的な環境保全対策の推進 <p>2 いばらきエコ・プロジェクト 県としてより積極的に取り組む重点施策を、「いばらきエコ・プロジェクト」として推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県民総ぐるみによる温暖化対策推進エコ・プロジェクト (2) 泳げる霞ヶ浦実現エコ・プロジェクト (3) 循環型社会形成エコ・プロジェクト (4) 緑を育むエコ・プロジェクト (5) 自然と生きものを守るエコ・プロジェクト (6) グリーン・イノベーション推進エコ・プロジェクト (7) 環境教育推進エコ・プロジェクト
計画の推進体制	茨城県地球環境保全対策推進本部、同環境基本政策部会において推進

茨城県地球温暖化対策実行計画（平成29年3月策定）

計画策定の趣旨	<p>県では、平成23年4月に「茨城県地球温暖化対策実行計画」を策定し地球温暖化対策を推進してきたが、国が「2030年度に2013年度比26.0%減の水準」とする新たな温室効果ガス削減目標を決定したことを踏まえ、本県の削減目標を見直し、温室効果ガスの排出抑制策や気候変動への適応策をさらに加速させるための施策を示した計画。</p>
計画期間	2017（平成29）年度から2030（令和12）年度
計画の特徴	<p><位置づけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」 ・気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」 ・「茨城県総合計画」の部門別計画 <p><主な特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を、県民、事業者、団体、市町村、県などが連携・協働した取組「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」とする。 ・県総合計画に準じた施策体系とし、17の指標を設定 ・県の適応計画として、農林水産業や自然災害、健康など、特に影響が懸念される5分野で適応策を位置付け、全部局で取り組む。
計画の概要	<p>1 温室効果ガスの排出削減目標 二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度比で 家庭部門 39%削減（国の削減目安と同等） 業務部門 40%削減（国の削減目安と同等） 運輸部門 28%削減（国の削減目安と同等） 産業部門 9%削減（国の削減目安より2.5ポイント高）</p> <p>2 主な取組 (1) 排出抑制策 ○施策 ①県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発 ②事業所からの温室効果ガスの排出削減 ③環境に配慮した住まいづくりの推進 ④自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策の推進 ⑤環境に配慮したエネルギーの研究開発と利活用の推進 ⑥低炭素なまちづくりの推進 ⑦森林の二酸化炭素吸収機能の向上 ○指標の例 ・いばらきエコチャレンジ参加世帯数 現状 44,912世帯（H27）→目標 100,000世帯（R2） ・省エネルギー診断受診事業所数 現状 356事業所（H27）→目標 750事業所（R2）</p> <p>(2) 適応策 ①農林水産業分野、②自然災害・沿岸域分野、③水環境・水資源分野 ④自然生態系分野、⑤健康分野</p>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者による委員会を定期的で開催し、施策の進捗状況や指標による評価等を行い、施策の追加・見直し等を検討する。 ・その結果と温室効果ガスの排出状況、国内外の動向を踏まえ、5年を目途に計画を見直す。
備考	<p>カーボンニュートラル実現に向けた国の中期削減目標（温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する）の見直し等を踏まえ、令和4年度に県実行計画を改定予定</p>

茨城県環境保全率先実行計画第6期

計画策定の趣旨	県自身が、事業者・消費者の立場から、事務・事業の執行にあたり率先して温室効果ガスの排出抑制や省エネルギー・省資源等に取り組み、環境負荷の低減を図る。																						
計画期間	2021(令和3)年度から2025(令和7)年度まで(5年間) (令和3年3月策定)																						
計画の特徴	<p><位置付け></p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、県の事務・事業に関し、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るための率先行動を定めた「地方公共団体実行計画(事務事業編)」。</p> <p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の省エネルギー対策 県有施設の改修や設備更新時に省エネ性能向上を図るほか、保守点検や日常の管理を適切に実施し、エネルギー使用の効率化に努める。 ・省エネルギー・省資源のための行動 県民運動「いばらきエコスタイル」等、職員一人ひとりの主体的な行動を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 太陽光や風力発電設備の導入を図るほか、再エネ使用比率の高い電力の導入を検討する。 																						
計画の概要	<p>1 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二酸化炭素排出量：2025(令和7)年度までに2020(令和2)年度比で10%削減 ●省エネルギーの推進(省エネ法との連携) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">取組項目</th> <th>数値目標</th> <th>原単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">省エネルギーの推進</td> <td style="text-align: center;">電気使用量の削減</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減</td> <td style="text-align: center;">庁舎用 (kwh/m²)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業用</td> <td style="text-align: center;">(kwh/m²)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公用車燃料使用量の削減</td> <td style="text-align: center;">(kL/台)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃料使用量の削減</td> <td style="text-align: center;">(L/m²)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">庁舎用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(kL/t)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">事業用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○省資源等の推進 用紙類使用量の削減、水道使用量の削減、可燃廃棄物排出量の削減、環境配慮型製品の購入率の向上 <p>2 新たに追加する主な取組項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web会議推進による公用車燃料使用量の削減 ・デジタル化推進による紙の使用(廃棄)量の削減 ・再エネ使用比率の高い電力の導入に向けた調査・研究を実施 	取組項目		数値目標	原単位	省エネルギーの推進	電気使用量の削減	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	庁舎用 (kwh/m ²)	事業用	(kwh/m ²)	公用車燃料使用量の削減	(kL/台)	燃料使用量の削減	(L/m ²)		庁舎用		(kL/t)		事業用		
取組項目		数値目標	原単位																				
省エネルギーの推進	電気使用量の削減	エネルギー消費原単位で年平均1%以上の低減	庁舎用 (kwh/m ²)																				
	事業用		(kwh/m ²)																				
	公用車燃料使用量の削減	(kL/台)																					
	燃料使用量の削減	(L/m ²)																					
	庁舎用		(kL/t)																				
	事業用																						
計画の推進体制	<p>全体：環境総括責任者会議(座長：県民生活環境部長)</p> <p>各所属：環境責任者(各課長、出先機関の長)、環境保全推進員(各課総括補佐、出先機関の次長等)</p> <p>* 改正省エネ法に基づくエネルギー管理体制と連携</p>																						

第 13 次鳥獣保護管理事業計画

計画策定の趣旨	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画
計画期間	令和 4 年度から令和 8 年度まで（5 年間）
計画の特徴	計画期間中の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事業の実施方針等について示したもの
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県における鳥獣の保護及び管理のための計画等 2 鳥獣保護区等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区・特別保護地区の指定計画等 ・狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の指定の検討 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・人工増殖の方針・計画 ・放鳥の方針・計画 4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・許可基準に係る共通事項 ・農林水産業等に係る被害防止の目的による捕獲許可の基準等 ・鳥類の飼養の適正化 5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・特定猟具使用禁止区域等の指定計画等 6 特定計画の作成に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県イノシシ管理計画、茨城県ニホンジカ管理方針に基づく対策の推進 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の生息分布調査、狩猟実態調査等 8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理員の配置計画 ・狩猟者の確保・育成、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用等 9 その他鳥獣保護管理事業のために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟の適正化 ・傷病鳥獣救護への対応 ・感染症等への対応 ・鳥獣の保護及び管理についての普及啓発
計画の推進体制	計画に基づき、市町村、関係団体、利害関係人等と調整を図りながら鳥獣保護管理事業を推進する。

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）

計画策定の趣旨	湖沼水質保全特別措置法に基づく水質保全施策の基本計画																				
計画期間	令和3年度から令和7年度（5年間）（令和4年3月策定）																				
計画の目標	<p>水質目標（令和7年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">（単位：mg/L）</th> <th style="width: 15%;">COD</th> <th style="width: 15%;">全窒素</th> <th style="width: 15%;">全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西浦</td> <td style="text-align: center;">6.4</td> <td style="text-align: center;">0.77</td> <td style="text-align: center;">0.087</td> </tr> <tr> <td>北浦</td> <td style="text-align: center;">8.2</td> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td style="text-align: center;">0.12</td> </tr> <tr> <td>常陸利根川</td> <td style="text-align: center;">6.8</td> <td style="text-align: center;">0.76</td> <td style="text-align: center;">0.093</td> </tr> <tr> <td>全水域平均</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> <td style="text-align: center;">0.095</td> </tr> </tbody> </table>	（単位：mg/L）	COD	全窒素	全りん	西浦	6.4	0.77	0.087	北浦	8.2	1.2	0.12	常陸利根川	6.8	0.76	0.093	全水域平均	6.9	0.88	0.095
（単位：mg/L）	COD	全窒素	全りん																		
西浦	6.4	0.77	0.087																		
北浦	8.2	1.2	0.12																		
常陸利根川	6.8	0.76	0.093																		
全水域平均	6.9	0.88	0.095																		
計画の概要	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦の水質を着実に改善していくよう、浄化効果が高い対策に重点化して水質浄化対策を実施。 ・西浦と北浦では、生活排水の処理状況や地域の産業などが異なることから両水域ごとに施策目標を設定。生活排水対策や畜産対策など、北浦の水質浄化対策を重点的に実施。 ・いばらき霞ヶ浦宣言 2018 及び SDGs を踏まえ、生態系サービスの享受・継承に向けた取組を実施。 ・「霞ヶ浦ふれあい指標」を、目標として位置付けられるよう検討。 <p>【主な施策】</p> <p>① 生活排水対策 水道や農業集落排水施設の接続、高度処理型浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換を促進。 ・生活排水処理率を 81.4%（R2）から 86.3%（R7）に向上。</p> <p>② 霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）の排水対策 霞ヶ浦一般事業場等へ重点的に立入検査を実施し、排水基準の遵守・徹底を指導。 ・霞ヶ浦一般事業場等への立入検査数を 732 件/年（R2）から 1,100 件/年（R4～R7）に拡大。</p> <p>③ 畜産対策 良質堆肥の広域流通を促進。 ・堆肥の農外利用等を 93.4 千 t/年（R2）から 98.8 千 t/年（R7）に拡大。</p> <p>④ 農地対策 化学肥料及び化学合成農薬を 5 割以上削減した環境にやさしい農業や土壌診断に基づく適正施肥の指導等を推進。 ・特別栽培農産物承認面積を 1,500ha（R2）から 2,050ha（R7）に拡大。</p> <p>⑤ その他 ・湖上体験スクール等の環境学習の実施、霞ヶ浦環境科学センターを拠点とした調査研究の推進など。</p>																				
計画の推進体制	県環境審議会霞ヶ浦専門部会中心に計画の進行管理を実施																				

第 5 次 茨 城 県 廃 棄 物 処 理 計 画

計画策定の趣旨	持続可能な循環型社会の形成に向けて、今後5年間で県が取り組むべき施策の基本的な事項等を定め、廃棄物処理対策を総合的に推進する。 (廃棄物処理法に基づく法定計画)																																												
計画期間	令和3年度から令和7年度(5年間)																																												
計画の特徴	現下の課題を踏まえ、重点的に取り組む事項を設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみのポイ捨ての撲滅や、不要な使い捨てプラスチック製品の使用低減を図るため、「プラスチック・スマート」を普及拡大 ・ 不法投棄等の撲滅に向けて、市町村や警察との連携を強化し、事案の未然防止と早期対応を図る(国への働きかけも併せて実施) ・ 産業廃棄物最終処分場の安定的確保に向けて、公共関与による整備を推進し、地域との共生を目指す 																																												
計画の概要	1 目標 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準年度</th> <th>目標年度</th> </tr> <tr> <th>2018 (H30)</th> <th>2025 (R 7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排出側</td> <td>ごみ排出量</td> <td>千トン</td> <td style="text-align: center;">1,060</td> <td style="text-align: center;">980</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物排出量</td> <td>千トン</td> <td style="text-align: center;">11,547</td> <td style="text-align: center;">11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理側</td> <td>ごみ排出量</td> <td>千トン</td> <td style="text-align: center;">84</td> <td style="text-align: center;">80 以下</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物排出量</td> <td>千トン</td> <td style="text-align: center;">145</td> <td style="text-align: center;">136 以下</td> </tr> <tr> <td>適正処理</td> <td>不法投棄発生件数</td> <td>件</td> <td style="text-align: center;">120 (2019年度値)</td> <td style="text-align: center;">80 以下</td> </tr> </tbody> </table> 2 施策展開の方向性と重点施策項目 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">I 3Rの推進</th> <th style="width: 30%;">II 適正処理の推進</th> <th style="width: 35%;">III 循環型社会形成に向けた基盤づくり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 施策展開の方向性 </td> <td> ① 県民等の問題意識の向上, 3R行動の促進 ② 市町村における減量化, 再資源化の取組の推進 ③ 排出事業者による3Rの促進 </td> <td> ① 不法投棄対策の強化 ② 排出事業者責任の徹底 ③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 ④ 一般廃棄物の適正処理の確保 </td> <td> ① 産業廃棄物最終処分場の確保 ② 災害廃棄物処理体制の強化 ③ 資源循環産業の育成 ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進 ⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 重点 </td> <td> プラスチック・スマートを県民運動として推進 </td> <td> 市町村や警察と連携強化を図り、不法投棄対策を充実強化 </td> <td> 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を推進 </td> </tr> </tbody> </table>			指標名		単位	基準年度	目標年度	2018 (H30)	2025 (R 7)	排出側	ごみ排出量	千トン	1,060	980	産業廃棄物排出量	千トン	11,547	11,000	処理側	ごみ排出量	千トン	84	80 以下	産業廃棄物排出量	千トン	145	136 以下	適正処理	不法投棄発生件数	件	120 (2019年度値)	80 以下		I 3Rの推進	II 適正処理の推進	III 循環型社会形成に向けた基盤づくり	施策展開の方向性	① 県民等の問題意識の向上, 3R行動の促進 ② 市町村における減量化, 再資源化の取組の推進 ③ 排出事業者による3Rの促進	① 不法投棄対策の強化 ② 排出事業者責任の徹底 ③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 ④ 一般廃棄物の適正処理の確保	① 産業廃棄物最終処分場の確保 ② 災害廃棄物処理体制の強化 ③ 資源循環産業の育成 ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進 ⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進	重点	プラスチック・スマートを県民運動として推進	市町村や警察と連携強化を図り、不法投棄対策を充実強化	公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を推進
指標名		単位	基準年度				目標年度																																						
			2018 (H30)	2025 (R 7)																																									
排出側	ごみ排出量	千トン	1,060	980																																									
	産業廃棄物排出量	千トン	11,547	11,000																																									
処理側	ごみ排出量	千トン	84	80 以下																																									
	産業廃棄物排出量	千トン	145	136 以下																																									
適正処理	不法投棄発生件数	件	120 (2019年度値)	80 以下																																									
	I 3Rの推進	II 適正処理の推進	III 循環型社会形成に向けた基盤づくり																																										
施策展開の方向性	① 県民等の問題意識の向上, 3R行動の促進 ② 市町村における減量化, 再資源化の取組の推進 ③ 排出事業者による3Rの促進	① 不法投棄対策の強化 ② 排出事業者責任の徹底 ③ 資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進 ④ 一般廃棄物の適正処理の確保	① 産業廃棄物最終処分場の確保 ② 災害廃棄物処理体制の強化 ③ 資源循環産業の育成 ④ 分野別産業廃棄物処理対策の推進 ⑤ 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進																																										
重点	プラスチック・スマートを県民運動として推進	市町村や警察と連携強化を図り、不法投棄対策を充実強化	公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を推進																																										
計画の推進体制	全ての県民や事業者、行政等が、廃棄物処理の当事者として、循環型社会の形成という共通の目的に向かい、有機的に関わりを持ちながら、それぞれが主体的に取組を進めていく。 また、計画目標の達成状況等の分析、外部有識者等からの意見聴取などを行い、施策の改善や目標の見直しを行う。																																												

県民生活環境部の付属機関一覧

令和4年4月1日現在

名 称	設置目的(根拠法令等)	定 数	任 期	主管課
茨城県消費生活審議会	茨城県消費生活条例の施行に関する重要事項を調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	17名 以内	2年	生活文化課
茨城県交通安全対策会議	茨城県交通安全計画の策定 (交通安全対策基本法第25条)	30名 以内	知事が任命 する委員 (3名) 2年	生活文化課
茨城県文化審議会	茨城県文化振興条例に規定する事項、その他の文化の振興に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	20名 以内	2年	生活文化課
茨城県男女共同参画審議会	茨城県男女共同参画推進条例に規定する事項その他の男女共同参画に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例第22条)	20名 以内	2年	女性活躍・ 県民協働課
茨城県環境審議会	県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。 (環境基本法第43条、茨城県環境審議会条例)	30名 以内	2年	環境政策課
茨城県環境影響評価審査会	茨城県環境影響評価条例に規定する事項その他の環境影響評価に関し必要と認める事項について調査審議する。 (茨城県行政組織条例、茨城県環境影響評価審査会規則)	15名 以内	2年	環境政策課
茨城県公害審査会	公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁を行うことにより、迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。 (茨城県公害紛争処理条例、公害紛争処理法)	15名 以内	3年	環境政策課
茨城県自然環境保全審議会	自然環境保全法第51条の規定により、自然環境保全に関する重要事項を調査審議する。	29名 以内	2年	環境政策課

県民生活環境部関係団体一覧

令和4年4月1日現在

団体名	代表者	住所	主管課	備考
茨城県消費者団体連絡会	藤原 正子	水戸市梅香1-5-5 (茨城県生活協同組合連合会内)	生活文化課	
茨城県生活協同組合連合会	鶴長 義二	水戸市梅香1-5-5 (茨城県J A会館分館)	生活文化課	
茨城県交通安全母の会連合会	神戸 礼子	水戸市東野町260	生活文化課	
(公財)いばらき文化振興財団	小室 昌彦	水戸市千波町東久保697	生活文化課	県出資法人
茨城文化団体連合	人見 實徳	水戸市千波町後川745	生活文化課	
茨城県女性団体連盟	安藤 隆子	ひたちなか市山ノ上町11-5 (代表者宅)	女性活躍・ 県民協働課	
チャレンジいばらき県民運動	阿部 真也	水戸市三の丸1-5-38 (茨城県三の丸庁舎2階)	女性活躍・ 県民協働課	
環境保全茨城県民会議	中川 喜久治	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	
(一社)茨城県環境管理協会	下山田 和司	水戸市元吉田町1736-20	環境政策課	※旧公害防 止協会
茨城県地球温暖化防止活動推進 センター	猿田 寛	水戸市元吉田町1736-20 ((一社) 茨城県環境管理協会内)	環境政策課	
いばらきエコドライブ推進協議 会	川上 敬一	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	県バス協会 専務理事充 て職
(一社)茨城県猟友会	島田 信一	笠間市石寺680	環境政策課	
涸沼ラムサール条約推進協議会	知 事	水戸市笠原町978-6 (環境政策課内)	環境政策課	
鹿島臨海工業地域環境保全推進 協議会	知 事	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
クリーンアップひぬまネット ワーク	水野 恵美子	水戸市笠原町978-6 (環境対策課内)	環境対策課	
牛久沼流域水質浄化対策協議会	龍ヶ崎市長	龍ヶ崎市3710 龍ヶ崎市環境対策課内	環境対策課	
(公財)本田記念財団	本田 理	小美玉市小川136-12	環境対策課	
(一社)霞ヶ浦市民協会	市村 和男	土浦市中央2-2-16	環境対策課	
霞ヶ浦問題協議会	安藤 真理子	土浦市沖宿町1853 (霞ヶ浦環境科学センター内)	環境対策課	
(公社)茨城県水質保全協会	成田 浩明	水戸市吉沢町650-1	環境対策課	

団体名	代表者	住所	主管課	備考
(一社)茨城県環境保全協会	秋山 勝広	水戸市平須町1828番地192 (平須ビル202)	環境対策課	
(一財)茨城県環境保全事業団	横山 伸一	笠間市福田165番1	資源循環推進課	県出資法人
(一社)茨城県産業資源循環協会	古矢 満	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	資源循環推進課	
鹿島共同再資源化センター(株)	楠原 義章	神栖市東和田21-3	資源循環推進課	県出資法人
つくば霞ヶ浦りんりんロード利 活用推進協議会	知 事	水戸市笠原町978-6 (スポーツ推進課内)	スポーツ推進課	
奥久慈里山ヒルクライムルート 利活用推進協議会	県民生活環境 部長	水戸市笠原町978-6 (スポーツ推進課内)	スポーツ推進課	
大洗・ひたち海浜シーサイド ルート利活用推進協議会	県民生活環境 部長	水戸市笠原町978-6 (スポーツ推進課内)	スポーツ推進課	